

令和5年江南市議会9月定例会議案目録

令和5年8月31日

議案第54号	江南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	P	3
議案第55号	江南市教育委員会委員の任命について	P	6
議案第56号	江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	10
議案第57号	江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	13
議案第58号	江南市火災予防条例の一部改正について	P	16
議案第59号	消防ポンプ自動車売買契約の締結について	P	25
議案第60号	江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）に係る指定管理者の指定について	P	27
議案第61号	江南市民文化会館に係る指定管理者の指定について	P	49
議案第62号	令和5年度江南市一般会計補正予算（第4号）	P	69
議案第63号	令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	P	105
議案第64号	令和5年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）	P	115
議案第65号	令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について	P	124
議案第66号	令和4年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	P	125
議案第67号	令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	P	126

議案第68号	令和4年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	P	127
議案第69号	令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	P	128
議案第70号	令和4年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	P	129
議案第71号	令和4年度江南市下水道事業会計決算認定について	P	130
報告第7号	令和5年度江南市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について	P	132
報告第8号	令和4年度江南市一般会計継続費精算報告書について	P	140
報告第9号	令和4年度江南市水道事業会計継続費精算報告書について	P	142
報告第10号	令和4年度江南市下水道事業会計継続費精算報告書について	P	144
報告第11号	令和4年度江南市土地開発公社の経営状況について	P	146
報告第12号	令和4年度江南市健全化判断比率報告書について	P	161
報告第13号	令和4年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書について	P	166
報告第14号	令和4年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書について	P	171

令和5年議案第54号

江南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を江南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 小沢 正知

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市固定資産評価審査委員会委員 大谷信明氏が令和5年9月21日任期満了するので、後任の者を選任する必要があるからであります。

小 沢 正 知 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

江南市固定資産評価審査委員会委員名簿

(令和5年8月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	大谷 信明		自令和 2年 9月22日 至令和 5年 9月21日
	古田 嘉且		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	倉知 正憲		自令和 5年 3月10日 至令和 8年 3月 9日

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4及び5 (略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 (略)

江南市市税条例（抜粋）

第71条 審査委員会の委員の定数を3人とする。

2 審査委員会の審査に関して必要な事項は、審査委員会の規程で定める。

令和5年議案第55号

江南市教育委員会委員の任命について

下記の者を江南市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 岩田 正武

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会委員 岩田正武氏が令和5年9月30日任期満了するので、後任の者を任命する必要があるからであります。

岩 田 正 武 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

江南市教育委員会委員名簿

(令和5年8月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	岩田 正武		自令和 2年10月 1日 至令和 5年 9月30日
	後藤 鎮全		自令和 2年10月 1日 至令和 6年 9月30日
	藤田 佐知子		自令和 3年10月 1日 至令和 7年 9月30日
	山田 茂美		自令和 4年10月 1日 至令和 8年 9月30日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の

1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

令和5年議案第56号

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市中央コミュニティ・センターの移転に伴い、改正する必要があるからであります。

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「古知野南地区におけるコミュニティの核として、」を「コミュニティ活動の促進及び」に、「江南市古知野町宮裏121番地」を「江南市北野町川石25番地11」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定に基づき指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金の額は、この条例による改正後の江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例に基づくものとみなす。

(参 考)

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>コミュニティ活動の促進及び文化</u>の向上と福祉の増進を図るため、コミュニティ・センターを<u>江南市北野町川石25番地11</u>に置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>古知野南地区におけるコミュニティの核として、文化の向上と福祉の増進</u>を図るため、コミュニティ・センターを<u>江南市古知野町宮裏121番地</u>に置く。</p>

令和5年議案第57号

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

令和5年議案第58号

江南市火災予防条例の一部改正について

江南市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

江南市火災予防条例（昭和38年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項

「

上記に分類されな いもの	使用温度が800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300℃ 以上800℃未満の もの	—	150	100	200	100

	使用温度が300℃未 満のもの	—	100	50	100	50
--	--------------------	---	-----	----	-----	----

」を

「

固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料とする もの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不 燃	木炭を燃料とする もの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上 記 に 分 類 さ れ な い も の		使用温度が800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃ 以上800℃未満の もの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃ 未満のもの	—	100	50	100	50	

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の江南市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(参 考)

江南市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 同左</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のものにあつては</u>、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 同左</p>

新	旧
<p>置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p>
<p>第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)</u>は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、<u>開放形鉛蓄電池を用いたもの</u>にあつては、<u>その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p>	<p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4800アンペアアワー・セル未満のもの</u>を除く。以下同じ。)の電槽は、<u>耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。</u>ただし、<u>アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの</u>を除く。)にあつては、<u>建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。</u>ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆わ</u></p>	<p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p>

新	旧
<p><u>れた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>	
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>
<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 蓄電池設備<u>(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</u></p> <p>(14)及び(15) (略)</p> <p>(炉)</p>	<p>第44条 同左</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 蓄電池設備</p> <p>(14)及び(15) (略)</p>
<p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長(消防署長)が認める距離以上</p>	

新	旧
---	---

の距離を保つこと。

ア 別表第3の炉の項に掲げる距離

イ (略)

(2)～(19) (略)

2～4 (略)

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長(消防署長)が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ (略)

(2)～(13) (略)

2 (略)

別表第3(第3条、第18条関係)

種類	離隔距離(cm)									
	入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	備 考				
炉の項～温風暖房機の項 (略)										
厨 房 設 備	(略)									
	固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭 を燃 料と する もの	炭 火 焼 き 器	—	100	50	50	50	
		不 燃	木炭	炭	—	80	30	—	30	

別表第3(第3条、第18条関係)

種類	離隔距離(cm)					
	入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	備 考
炉の項～温風暖房機の項 (略)						
厨 房 設 備	(略)					

新							旧								
		燃	を燃	火											
			料と	焼											
			する	き											
			もの	器											
	上記に	使用温	—	250	200	300	200								
	分類さ	度 が													
	れない	800 °C													
	もの	以上の													
		もの													
		使用温	—	150	100	200	100								
		度 が													
		300 °C													
		以 上													
		800 °C													
		未満の													
		もの													
		使用温	—	100	50	100	50								
		度 が													
		300 °C													
		未満の													
		もの													
ボイラーの項～電気温水器の項 (略)							ボイラーの項～電気温水器の項 (略)								
備考 1～3 (略)							備考 1～3 (略)								

令和5年議案第59号

消防ポンプ自動車売買契約の締結について

令和5年7月25日指名競争入札に付した消防ポンプ自動車の購入について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

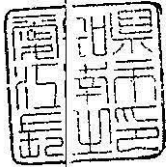
江南市長 澤田 和延

記

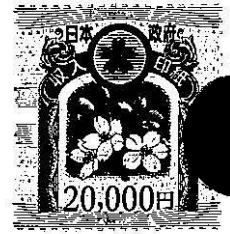
- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 消防ポンプ自動車の購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 22,220,000円 |
| 4 契約の相手方 | 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ 名古屋支店
支店長 伊藤 晶広 |

提案理由

この案を提出するのは、消防ポンプ自動車を購入するため、必要があるからであります。



(参 考)



売 買 仮 契 約 書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 消防ポンプ自動車
- (2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 1台

2 契約金額 金 22,220,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 2,020,000円

3 契約保証金 免 除

4 納入期限 令和6年3月31日

5 納入場所 江南市赤童子町大堀70番地 江南市消防本部

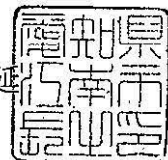
上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）と株式会社モリタ（以下「受注者」という。）との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

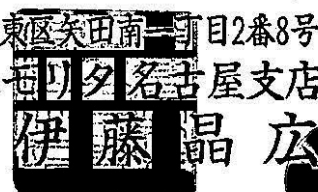
この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和5年7月26日

発注者 江南市
市長 澤田 和延



受注者 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ名古屋支店
支店長 伊藤 晶広



令和5年議案第60号

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

記

公の施設の名称	江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）
指定管理者	岐阜県岐阜市大蔵台10番28号 ドルフィン株式会社 岐阜県岐阜市折立348番地1 株式会社ドゥメンテックス 岐阜県岐阜市八ツ寺町二丁目19番地 トータルバランス株式会社
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）に係る指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからであります。

(参 考)

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の管理に関する協定書（案）

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第6条の規定に基づき、江南市と指定管理者 ドルフィン株式会社、株式会社ドゥメンテックス、トータルバランス株式会社（以下「指定管理者」という。）は、江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）（以下「すいとぴあ江南」という。）の管理について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江南市と指定管理者が相互に協力し、すいとぴあ江南を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（管理業務の実施方法）

第2条 指定管理者は、本協定及び関係条例並びに法令等のほか、すいとぴあ江南指定管理者公募要項及び江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に従って、すいとぴあ江南の設置目的を効果的に達成するよう誠実に管理業務を実施するものとする。

（財産の管理）

第3条 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産をその目的以外の目的のために使用してはならない。ただし、江南市の承認を受けたときは、この限りでない。

3 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、江南市の承認を受けたときは、この限りでない。

4 指定管理者は、天災その他事故により財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を江南市に報告しなければならない。

（指定期間等）

第4条 指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理業務の範囲）

第5条 管理業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

（1）すいとぴあ江南の利用許可等に関すること。

（2）すいとぴあ江南の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、すいとぴあ江南の管理に関して市長が必要と認めること。

2 業務の細目は、業務仕様書に定めるとおりとする。

(管理業務の再委託)

第6条 指定管理者は、管理業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 指定管理者は、書面により江南市の承認を得たときは、管理業務の一部を第三者に委託することができる。

(緊急時の対応)

第7条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、重大な機器の故障その他事故が発生した場合は、適切な措置を講じるとともに、速やかに江南市に報告しなければならない。

(災害時の対応)

第8条 地震等の災害により、市民等への救援対策が必要となった場合は、すいとぴあ江南の使用については江南市の指示に従わなければならない。

(暴力団の排除等)

第9条 指定管理者は、すいとぴあ江南の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認める場合は、直ちに江南市に報告して指示を受ける等適切な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、管理業務の実施に関し、利用者その他の者から妨害又は不当要求を受けた場合は、江南市に対して報告するとともに、警察に対して届け出なければならない。

3 指定管理者は、前2項に定めるもののほか、すいとぴあ江南の利用が暴力団の利益になることがないように、関係条例及び法令等に従って適正に事務を処理しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 指定管理者又は管理業務の全部若しくは一部に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び江南市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的のために使用してはならない。指定期間が満了し、管理業務が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 指定管理者は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を実確かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならない。
- 6 指定管理者は、前各項の規定による事務を処理させるため、個人情報の保護に係る責任者を定めなければならない。

（事業計画書）

第11条 指定管理者は、毎年度江南市が指定する期日までに次年度の実施に係る事業計画書を提出し、江南市の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の事業計画書を変更しようとするときは、あらかじめ江南市の承認を得なければならない。

（事業報告書）

第12条 指定管理者は、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、江南市に提出しなければならない。ただし、第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものにあつては毎年度終了後30日以内に、第4号に掲げるものにあつては毎年度末日に、江南市に提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用料金の収入実績
- (3) 管理業務の収支状況
- (4) 修繕費執行状況内訳書及び精算報告書
- (5) その他江南市が必要と認める事項

- 2 指定管理者は、毎四半期終了後20日以内に、前項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した四半期総括書を作成し、江南市に提出して、検査を受けなければならない。

- 3 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項並びに利用者からの苦情、意見、要望等の内容及びその対応を記載した業務月報を作成し、江南市に提出しなければならない。

（管理業務の調査等）

第13条 江南市は、必要があると認めるときは、指定管理者にいつでも管理業務又は経理の状況について報告を求め、実地調査又は必要な指示をすることができる。

(業務職員)

第14条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり業務統括責任者、副統括責任者その他の業務職員（以下「業務職員」という。）を定め、書面により速やかに江南市に通知しなければならない。業務職員を変更した場合も同様とする。

(指定管理料の支払)

第15条 江南市は、第4条第1項に規定する期間の指定管理料として、金542,750,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を指定管理者に支払うものとする。ただし、修繕費に精算が生じた場合は、その精算額を控除して支払うものとする。

2 前項の指定管理料の各年度における支払額の内訳は、別紙1の支払額内訳表に掲げる額とする。ただし、別紙2の各年度の修繕費に精算が生じた場合は、その精算額を別紙1の当該年度の第4四半期の支払額から控除して支払うものとする。

3 指定管理者は、別紙1の支払額内訳表に掲げる四半期ごとに、第12条第2項の四半期総括書の提出に併せて、指定管理料の支払に係る請求書を江南市に提出しなければならない。

4 江南市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に、指定管理料を指定管理者に支払うものとする。

(利用料金)

第16条 すいとぴあ江南の使用に係る利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金は、江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第1号。以下「条例」という。）に規定する額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、あらかじめ江南市の承認を得た額とする。

3 利用料金は、原則、一の会計年度の間においては同一料金とする。

4 利用料金を改正しようとする場合は、原則、12月前までに江南市に申し出て、承認を受けるものとする。

5 利用料金の減免については、江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の管理及び運営に関する規則（平成6年規則第16号。以下「規則」という。）第6条の2第1項に規定する対象者に適用するものとする。

6 利用料金を収受できる期間は、第4条に定める期間とし、還付についても同様とする。

7 利用料金の収受及び還付については、条例及び規則の規定による。

(損害賠償)

第17条 指定管理者は、故意又は過失により財産を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を江南市に賠償しなければならない。ただし、江南市が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第18条 管理業務の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合は、指定管理者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が江南市の責めに帰すべき事由又は江南市と指定管理者の双方の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、江南市が第三者に対して賠償した場合は、江南市は、指定管理者に対してその賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力による費用負担)

第19条 不可抗力により管理業務の全部又は一部が実施できなくなった場合の費用負担については、江南市と指定管理者の協議の上、決定する。

2 指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置を講じ、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(指定の取消し等)

第20条 江南市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者が本協定の条項に違反したとき。

(2) 第13条の指示に従わないとき。

(3) その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 江南市は、前項に定めるもののほか、指定管理者が、江南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年9月28日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置の対象となる法人等に該当するときは、その指定を取り消すものとする。

3 江南市は、前2項の規定により指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次に掲げる事項について指定管理者と協議するも

のとする。

(1) 指定取消しの理由

(2) 指定取消しの要否

(3) 指定管理者による改善策の提示及び指定取消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

4 第1項又は第2項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことによって、指定管理者に損害を生ずることがあっても、江南市は、その賠償の責めを負わない。この場合において、江南市に損害が生じたときは、指定管理者は、その賠償の責めを負わなければならない。

5 指定管理者は、第1項又は第2項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、当該取消し又は停止に係る部分に関して既に指定管理料が支払われているときは、江南市の指定する期日までに、江南市が定める金額を返還しなければならない。

(指定管理者の引継ぎ)

第21条 指定管理者は、指定期間が満了するときは、江南市の指示に従って、新たな指定管理者に対し、管理業務が円滑に継続するために必要な引継ぎを行わなければならない。

2 前項の規定は、第19条の規定により管理業務が終了する場合又は前条第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消された場合について準用する。ただし、江南市と指定管理者が合意した場合は、この限りでない。

(原状復帰義務)

第22条 指定管理者は、本協定の終了までに、指定期間の開始日を基準として管理物件を原状に復帰し、江南市に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、江南市が認めた場合は、指定管理者は、管理物件を原状に復帰するのではなく江南市が別途定める状態で、江南市に対して管理物件を明け渡すことができる。

(協力)

第23条 指定管理者は、すいとぴあ江南で行なわれる江南市及び国、他の地方公共団体、公共的団体等の事業に協力しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第24条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に江南市の承認を受けた場合は、この限

りでない。

(管轄裁判所)

第25条 本協定に関する訴訟は、江南市の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協定の変更)

第26条 管理業務に関して特別な事情によりその内容に変更の必要が生じたときは、江南市と指定管理者の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

2 第15条第2項の規定により修繕費を精算した場合は、指定管理料の額を変更するよう本協定の内容を変更しなければならない。

(疑義等についての協議)

第27条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、江南市と指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、江南市、指定管理者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

江 南 市

市 長

澤田 和延

指定管理者

代表団体 岐阜県岐阜市大蔵台10番28号

ドルフィン株式会社

代表取締役 小森 崇稔

構成団体 岐阜県岐阜市折立348番地1

株式会社ドゥメンテックス

代表取締役 小森 常宏

構成団体 岐阜県岐阜市八ツ寺町二丁目19番地

トータルバランス株式会社

代表取締役 小森 崇稔

(別紙1)

すいとぴあ江南指定管理料支払額内訳表

令和6年度～令和10年度 指定管理料総額 542,750,000円

令和6年度指定管理料 109,550,000円	第1四半期	27,387,500円
	第2四半期	27,387,500円
	第3四半期	27,387,500円
	第4四半期	27,387,500円
令和7年度指定管理料 109,050,000円	第1四半期	27,262,000円
	第2四半期	27,262,000円
	第3四半期	27,262,000円
	第4四半期	27,262,000円
令和8年度指定管理料 108,550,000円	第1四半期	27,137,500円
	第2四半期	27,137,500円
	第3四半期	27,137,500円
	第4四半期	27,137,500円
令和9年度指定管理料 108,050,000円	第1四半期	27,012,500円
	第2四半期	27,012,500円
	第3四半期	27,012,500円
	第4四半期	27,012,500円
令和10年度指定管理料 107,550,000円	第1四半期	26,887,500円
	第2四半期	26,887,500円
	第3四半期	26,887,500円
	第4四半期	26,887,500円

(別紙2)

すいとぴあ江南指定管理料のうち修繕費の内訳

年 度	指定管理料のうち修繕費
令和6年度	8,000,000円
令和7年度	8,000,000円
令和8年度	8,000,000円
令和9年度	8,000,000円
令和10年度	8,000,000円

(参 考)

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）指定管理者業務仕様書（案）

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）（以下「すいとぴあ江南」という。）の指定管理者が行う業務の内容、その範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、すいとぴあ江南の指定管理者が行う業務の内容、その範囲及び履行方法について定めるものとする。

2. すいとぴあ江南の管理運営に関する基本的な考え方

すいとぴあ江南を管理運営するにあたっては、次に掲げる事項に沿って行うものとする。

- (1) ふるさと文化の育成及び高揚と愛着のもてるふるさと環境の普及及び振興、勤労者等の文化、教養及び体育の向上並びに余暇の健全な活動の普及及び振興を図り、もって市民福祉の増進に寄与するために設置された理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (4) 常に善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (5) 個人情報保護を徹底すること。

3. 施設の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 所在地 | 江南市草井町西200番地 |
| (2) 施設規模 | 展望タワー 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階建
勤労会館 鉄筋コンクリート造、地上3階建 |
| (3) 敷地面積 | 34,341.05㎡ |
| (4) 建築面積 | 3,463.91㎡ |
| (5) 延床面積 | 8,318.12㎡ |
| (6) 最高部地上高 | 57m、標高 84m |
| (7) 施設内容 | 多目的ホール(400人)、研修室2室(各54人)、小研修室2室(各12人)、大広間(90畳)、宿泊室(和15室(各5名まで)、洋8室(各3名まで)、ヘルスルーム(97㎡)、大浴場(男94㎡、女93㎡)、娯楽室(カラオケ2室、和1室)、ギャラリー2室(各82㎡)、レストラン(20 |

0 m²）、厨房（157 m²）、展示室（2階141 m²、3階107 m²）等

4. 開館時間

午前7時から午後10時まで

※ただし、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができる。

5. 利用時間

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の管理及び運営に関する規則（平成6年規則第16号）別表第1に定める時間帯

※ただし、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができる。

6. 休館日

2月、5月、6月及び9月から11月までの第2水曜日（その日が祝日の場合は翌日）

※ただし、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更、臨時開館又は臨時休館することができる。

7. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

8. 法令等の遵守

すいとぴあ江南の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）
- (3) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第3号）
- (4) 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第1号。以下「条例」という。）
- (5) 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の管理及び運営に関する規則（以下「規則」という。）
- (6) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (7) 江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）

(8) 江南市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）

(9) 労働関係法令

(10) その他関係法令

9. 業務内容

(1) すいとぴあ江南の管理運営に関すること

① 人員の配置等に関すること。

ア すいとぴあ江南に責任者1名を常時配置すること。

イ すいとぴあ江南の利用に関する受付業務（利用料金の収受、問い合わせ、利用予約受付等）、客室業務、レストラン業務、施設設備管理業務に従事するために必要かつ最適な人員を配置すること。

ウ 施設管理に従事する者のうち1人は、電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者、甲種防火管理者の資格を有していること。ただし、すべての資格を同一人物が有している必要はない。

エ 配置する人員の勤務形態は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等を遵守し、すいとぴあ江南の管理運営に支障がないようにすること。

オ 職員に対して、すいとぴあ江南の管理運営に必要な研修を実施すること。

② すいとぴあ江南の利用申請の受付、許可等に関すること。

ア 受付、許可等は、すいとぴあ江南の開館中、すいとぴあ江南において行うこと。

イ 利用日時及び期間が遵守されていること。

ウ 受付、許可等の業務が適正に行われていること。

※利用許可申請書の受付、利用の許可、利用許可書の交付、利用料金の還付手続き等

エ 利用の許可、案内等が適切かつ迅速であること。

オ 接遇での言葉づかい、態度、服装等が適切であること。

カ すいとぴあ江南に関する問合せに正確に対応すること。

キ 接遇に関し必要な研修を実施すること。

③ 利用料金の収受等に関すること。

ア 本業務は、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金に係る制度により、レストラン、売店、自動販売機等の収入と併せて、利用料金を収受すること。

イ 利用料金は、条例及び規則に規定する額に1.3を乗じて得た額の範囲

内において市長の承認を得て定めること。ただし、規則第6条の2第1項に規定する対象者の利用料金を免除とすること。

ウ 利用料金は、現金納付、金融機関振替納付又はクレジットカード納付等とすること。金融機関振替納付の場合、振込手数料は利用者の負担とし、クレジットカード納付等の場合、分割払い等に係る手数料は利用者の負担と、加盟店手数料は指定管理者の負担とすること。

エ 納付された現金の管理については、指定管理者が適正に行うこと。

オ 申込者が利用中止申請の手続きをした場合は、関係例規の規定に従い申込者に対して利用料金の還付を行うこと。

④ 研修室等の備品及び設備の提供、貸出し等に関すること。

ア 利用者に対して適正な備品及び設備の提供、貸出し等を行うこと。

イ 利用者の届け出により研修室等に必要な備品の配置及び撤去を行うこと。

ウ 備品及び設備を適切に維持管理すること。

⑤ 利用者数の向上等に関すること。

ア 利用者数及び施設の利用状況について、近年の利用実績（利用率・稼働率）と比較して増加するように集客に努めること。

イ ホームページ等により、すいとぴあ江南に関する情報（施設、利用料金等）の提供を行うこと。

ウ すいとぴあ江南に関する情報が掲載された印刷物（市民向け広報、利用案内リーフレット、封筒等）を作成し、必要に応じて指定した場所等へ配付すること。

⑥ 震災など緊急時における利用者の安全確保に関すること。

ア 緊急時に迅速に対応できるように責任者、組織を整備すること。

イ 利用者の安全確保のための職員対応マニュアルを作成し、職員に対する研修、訓練等による指導を徹底すること。

ウ 緊急時に迅速に対応できるように市への連絡網を整備すること。

エ 緊急時に即応する事項と市の指示を仰ぐ事項の明確化を行うこと。

オ 利用者の安全確保対策を徹底するとともに、市に定期的に報告すること。

⑦ 苦情等の対応及び報告に関すること。

ア 苦情について、緊急な対応と中長期的な対応とを適切に判断し、行うこと。

イ 苦情内容については適正に記録し、緊急な対応をした場合は随時、市に

報告し、中長期的な対応をした場合は業務月報等を通じて市長に提出すること。

ウ 意見箱の設置等、利用者の意見等を現場で聴取する取組みを行うこと。

⑧ 個人情報の保護に関すること。

ア 保有する個人情報について、漏えい、紛失等の事故防止のため、管理体制を整えること。

イ 保有する個人情報について、目的外に利用しないこと。

ウ 個人情報の管理、利用状況等について、定期的に市に報告すること。

エ 個人情報の取扱いについて、職員研修を実施し、管理の徹底を図ること。

オ 個人情報の適正な管理のため、次に掲げる保護措置を講じること。

(ア) 管理規程の整備等の管理的な保護措置

(イ) 電子計算機処理に係るアクセス制限、データの暗号化等の技術的な保護措置

(ウ) 保管場所の整備等の物理的な保護措置

(2) すいとぴあ江南の施設、設備等の維持管理に関すること

① 施設の適正な運営のため、清掃業務、施設の管理点検等を行うこと。

(次に掲げる業務(その他の清掃を除く。))の詳細は、別添各種仕様書を参照)

ア 清掃業務

(ア) 良好な環境衛生の維持と建材の保全ができるように清掃すること。

(イ) 適切な方法により、埃、ゴミ、汚れ、シミ等を落とし清潔な状態に保つこと。

a 日常清掃

b 定期清掃

c ガラス清掃

d カーペット・椅子清掃

e 池清掃(ふれあい池、滝池、小川及び貯留池)

f 淡水魚槽清掃

g その他の清掃

(a) 外灯清掃

(b) 客室清掃

(c) 照明化粧板、空調等清掃

イ 電気、空調、給排水設備等の管理

施設の電気設備、空調設備、給排水設備等、各設備の巡視点検等による日常的な管理を行うこと。

ウ 設備等の保守点検

すいとぴあ江南の機能を維持するとともに、快適に利用できる良好な施設、設備を提供するため、設備、器具等の状態について巡視点検を行い、関係法令に基づく法定検査等を行うこと。（次に掲げる保守点検等（その他の保守点検を除く。）の詳細は、別添各種仕様書を参照）

- (ア) 非常用発電設備保守点検
- (イ) 冷温水発生機等保守点検
- (ウ) 空調設備等保守点検
- (エ) 給水設備等保守点検
- (オ) 噴水設備等保守点検
- (カ) ろ過設備等保守点検
- (キ) 消防設備等保守点検
- (ク) 汚水処理施設維持管理
- (ケ) 自家用電気工作物保安管理
- (コ) エレベーター保守点検
- (サ) 構内電話設備等保守点検
- (シ) 非常通報装置保守点検
- (ス) トレーニング機器保守点検
- (セ) 音響設備保守点検
- (ソ) 調光設備保守点検
- (タ) その他の保守点検
 - a ピアノ調律点検
 - b カラオケ機器保守点検
 - c 貸し自転車保守点検

エ その他業務

- (ア) リネン
- (イ) 寝具乾燥
- (ウ) ごみ処理
- (エ) 淡水魚捕獲
- (オ) 当直業務

(カ) 浴場ろ過装置配管洗浄

② 備品等の保守管理に関すること。

ア 市の所有に帰属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理すること。また、物品のうち備品については貸与備品整理簿を備えること。

なお、物品及び備品の明細については、別途提示する。

イ 備品については、定期的にその保管に係る備品を整理し、購入、破棄等の異動があった場合は、市に速やかに報告すること。また、次期指定管理者の募集にあたっては、その内容を開示すること。

ウ サービス向上のために貸与された物品以外の物品が必要な場合は、任意により指定管理者の費用で購入、調達した物品を管理運営に供すること。

エ 前期指定管理者が購入、調達した物品のうち、市が必要と認める物品については、適正な価格での買取り協議に応ずること。

③ 修繕に関すること。

1件130万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下を対象とした修繕は、指定管理者の予算に基づき執行することとし、1件130万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える修繕は、市と協議の上、市が行うものとする。

④ 巡回警備等の保安管理に関すること。

ア 施設内の秩序を維持するとともに、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒及び防止するため、日常的に巡回警備等を行うこと。

イ マスターキー等の鍵は、厳重に管理すること。

ウ 財産の保全を図り、利用者の安全を守るために、適切な保安管理を行うこと。

⑤ 建築物環境衛生管理点検報告業務に関すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づく空気環境測定、飲料水水質検査、貯水槽清掃、ねずみ・昆虫等防除を行うこと。

イ 「レジオネラ症防止指針」に準拠した冷却塔のレジオネラ属菌の検査及び殺菌を行うこと。

ウ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に準拠した冷温水発生機のばい煙測定等を行うこと。

⑥ 駐車場及び駐輪場の管理に関すること。

長期に渡る無断駐車及び駐輪を監視し、該当する車両等の排除に努めること。また、必要に応じて排除のための適切な措置を講ずること。

⑦ 樹木保全等に関すること。

すいとぴあ江南の敷地にある芝生広場、植樹広場、花広場の高木、低木等の植栽及びその土壌を対象とし、施設的美観維持及び病虫害の予防のため、剪定（刈込み）、除草、消毒、施肥等を行うこと。

⑧ 各種保険の加入に関すること。

ア 利用者の傷害及び業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるように賠償資力を確保するため、適正な保険に加入すること。

イ その他、施設管理上必要な保険（建物損害保険（火災、落雷等に限る。）を除く。）に加入すること。

⑨ 消耗品の購入に関すること。

施設維持管理用消耗品（電球、トイレットペーパー、制服等）、事務用消耗品（事務用品、応急処置用医薬品、AED用消耗品等）及び清掃用消耗品（洗剤、清掃用具等）が不足することのないように計画的に購入すること。

⑩ 燃料費、光熱水費、通信運搬費の支払いに関すること。

燃料費、電気、ガス及び水道の使用料並びに電話料金、郵便料金等の通信運搬費を支払うこと。

⑪ 自動販売機の設置、売店事業の可否等に関すること。

あらかじめ市と協議のうえ、自動販売機の設置や売店事業を行うこと。

⑫ 淡水魚等の管理に関すること。

淡水魚槽及びふれあい池において、捕獲した淡水魚等を計画的に飼育すること。

(3) ふるさと文化の育成、ふるさと環境の普及及び振興、勤労者等の文化、教養及び体育の向上並びに余暇の健全な活動の普及及び振興に資する事業（以下「ふるさと文化育成等事業」という。）に関すること

① すいとぴあ江南の管理運営に関する基本的な考え方に沿った事業であること。

② より多くの利用者が参加でき、利用者のサービス向上に役立つ事業であること。

③ 参加費その他料金を徴収する場合は、公共施設ということを考慮し、かつ、利用者ニーズに沿った料金設定とすること。

- ④ ふるさと文化育成等事業の実施において、市民参画、地域のボランティア団体等との連携に努めること。

(4) 事業報告及び事業評価に関すること

- ① すいとぴあ江南の利用状況、管理運営業務の実施状況等を記載した業務日報を作成し、市長が指定する期間保管し、求めがあった場合は提出すること。
- ② 毎月終了後10日以内に利用状況及び業務日報（利用者からの意見、要望等とその結果及び対応を含む。）に基づき業務月報を作成し、市長に提出すること。
- ③ 施設修繕等を実施した場合は、業務完了書を作成し、市長に提出すること。
- ④ 毎四半期終了後20日以内に直前の四半期に係る業務内容を総括した四半期総括書を作成し、市長に提出すること。
- ⑤ 市が毎四半期ごとに行う実地調査に対応すること。また、市が必要と認めた時には、立入り調査に対応すること。
- ⑥ 毎年度終了後30日以内に決算後の事業報告書を作成し、市長に提出すること。
- ⑦ すいとぴあ江南の利用者満足度等を把握するため、利用者アンケートを適宜実施し、その結果を市長に報告すること。また、毎年度終了後、市が定める基準により自己評価を行い、市長に提出すること。
- ⑧ 指定期間の開始後、指定管理者の業務の執行状況や実績を確認するため、指定管理者からの事業報告や市の実施調査によるモニタリングに対応すること。

※毎年度終了後、市は、事業報告の内容、実地調査の結果等を踏まえつつ、提出された事故評価の内容を確認し、総括評価を行います。

- ⑨ 市が設置する「すいとぴあ江南運営委員会」が市の総括評価の結果を踏まえ、すいとぴあ江南の管理運営のモニタリングを行うため、その対応をすること。

その他、中間報告並びに次年度の事業計画書及び収支予算書に関するモニタリングを行うため、その対応をすること。

※総括評価等の結果、指定管理者の業務が仕様書に記載した内容を満たしておらず、指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと市が認める場合、是正勧告を行い、改善が見られないときは指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあ

ります。

(5) その他

① すいとぴあ江南西側堤防坂路の開錠及び施錠

ア 開錠 午前7時45分から午前8時までの間

イ 施錠 午後8時45分から午後9時までの間

② 震災など緊急時における利用者の安全確保のための職員対応マニュアル（(1)⑥イ参照）について、防災対策に関する内容は「江南市地域防災計画」に基づいたものとする。

③ 環境への配慮について、次に掲げる事項に留意すること。

ア 環境に配慮した商品、サービスの購入を推進し、また、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ること。

イ 電気、ガス等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組みを推進すること。

ウ 利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務にかかわる者に対して教育、学習等の推進に努めること。

エ 廃棄物の処理については、江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年条例第29号）に基づき、原則、事業系廃棄物として適正に処理すること。

④ その他すいとぴあ江南の管理運営上、市長が必要と認める業務を行うこと。

10. 経費等について

(1) 予算の執行に関すること

① 人件費、事務費、事業費及び管理費は、指定管理者の予算に基づき執行すること。

② 指定管理者は、この施設のために独立した管理口座を作成し、収支をその口座に集約して管理すること。

③ 会計帳簿等について、口座と同様に独立したものを作成し、管理すること。

(2) 修繕の取扱いに関すること

修繕費について、すいとぴあ江南の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）に明記した各年度の修繕費を実績額が下回った場合は、その差額を精算すること。

この場合、指定管理料の額も変更しなければならないため、市と協議のうえ、協定の変更を行うこと。

※各年度の修繕費に不足額が生じた場合は、指定管理料の補填は行わないものとし、修繕費と修繕費以外の費用における相互の流用は、認められないものとする。

(3) 事業報告に関すること

会計年度終了後30日以内に市に対して、事業報告とともに会計報告を行うこと。ただし、修繕費の執行状況（精算がある場合はその旨）については、会計年度末日に市に報告すること。

(4) 経理規程に関すること

指定管理者は、経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

(5) 実地調査に関すること

市長は、毎四半期ごとに指定管理者の労務管理、施設、物品、各種帳簿等の内容について実地調査を行うため、その対応を行うこと。

11. 指定管理者が賠償責任を負う範囲

すいとぴあ江南の管理業務の履行にあたり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

12. 物品の帰属等

(1) 市は、市の所有に帰属する物品であって指定管理者に貸与するものを一覧として別途提示する。指定期間中は、これらの物品を指定管理者に無償で貸与するものとし、指定解除又は指定期間満了後、市又は次期指定管理者に引き継ぐこととする。

(2) 指定管理者は、任意により購入、調達した物品について、指定解除又は指定期間満了後、指定管理者の費用で撤去又は撤収することとする。ただし、市と指定管理者が合意した場合は、市又は次期指定管理者に引き継ぐことができることとする。

(3) 修繕の結果として物品を取得することとなる場合は、その物品を市の所有に帰属することとする。

(4) 指定管理者がリース契約を締結する場合は、原則として、指定期間に限定されたものとする。指定期間を超えたリース契約を希望する場合、原状回復は、原則としてすべて指定管理者の責任と負担（中途解約等による違約金を含む）において行うこと。

※指定期間満了等により指定管理者が変更となる場合には、原状回復を原則とする。ただし、市及び変更前後の指定管理者の協議により、リース契約

を引き継ぐことも可能とする。

13. その他留意事項

(1) すいとぴあ江南は、地方自治法における「公の施設」であることを常に念頭において、公平かつ公正な運営を行うこと。

(2) 指定管理者は、すいとぴあ江南の管理運営に係る各種規程、要領等を別に定める場合は、あらかじめ市長と協議すること。

(3) 事業の継続が困難となった場合の措置

事業の継続が困難となった場合、次に掲げる事由の区分に応じて対応すること。

① 指定管理者の責めに帰すべき事由

市長は、指定の取消し又は一定期間を定めて管理業務の全部若しくは一部停止命令を行う。その場合、指定管理者に損害が生ずることがあっても市は賠償の責任を負わず、市に損害が生じたときは指定管理者が賠償しなければならないこととする。

また、指定の取消し又は停止に係る部分に関して、既に指定管理料が支払われているときは、市が定める金額を返還しなければならないこととする。

② 当事者の責めに帰すことのできない事由

不可抗力等により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について市と指定管理者とが協議し、一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

(4) 江南市情報公開条例の趣旨に則り、指定管理者に対する情報公開の請求があった場合、「公の施設」として必要な措置を講じること。

(5) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の対応については、市と協議し、誠意を持って対応すること。

(6) すいとぴあ江南の設置目的に沿った管理運営を行うため、市が設置する「すいとぴあ江南運営委員会」への参加及び協力並びに市、国、他の地方公共団体、公共的団体その他関連団体及び関連施設との連絡調整その他の協力をすること。

(7) 指定管理者は、指定解除又は指定期間満了後、次期指定管理者が円滑に、すいとぴあ江南の業務を遂行することができるように適切な引継ぎを行うこと。

(8) 地震等の災害により、市民が自宅等から避難のため来館した場合は、直ちに開館等の対応を行うこと。

令和5年議案第61号

江南市民文化会館に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

記

公の施設の名称	江南市民文化会館
指定管理者	東京都千代田区神田小川町一丁目2番地 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、江南市民文化会館に係る指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからであります。

(参 考)

江南市民文化会館の管理に関する協定書（案）

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第6条の規定に基づき、江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と指定管理者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス（以下「指定管理者」という。）は、江南市民文化会館（以下「文化会館」という。）の管理について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、教育委員会と指定管理者が相互に協力し、文化会館を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（管理業務の実施方法）

第2条 指定管理者は、本協定及び関係条例並びに法令等のほか、江南市民文化会館指定管理者公募要項及び江南市民文化会館指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に従って、文化会館の設置目的を効果的に達成するよう誠実に管理業務を実施するものとする。

（財産の管理）

第3条 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産をその目的以外に使用してはならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

3 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

4 指定管理者は、天災その他事故により財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

（指定期間等）

第4条 指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理業務の範囲）

第5条 管理業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

（1）文化会館の利用許可等に関すること。

（2）文化会館の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化会館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務。

2 業務の細目は、業務仕様書に定めるとおりとする。

(管理業務の再委託)

第6条 指定管理者は、管理業務の全部を第三者に行わせてはならない。

2 指定管理者は、書面により教育委員会の承認を得たときは、管理業務の一部を第三者に行わせることができる。

(緊急時の対応)

第7条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、重大な機器の故障その他事故等が発生した場合は、適切な措置を講じるとともに、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(災害時の対応)

第8条 地震等の災害により、市民等への救援対策が必要となった場合は、文化会館の使用については教育委員会の指示に従わなければならない。

(暴力団の排除)

第9条 指定管理者は、文化会館の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認める場合は、直ちに教育委員会に報告して指示を受ける等適切な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、管理業務の実施に関し、利用者その他の者から妨害又は不当要求を受けた場合は、教育委員会に対して報告するとともに、警察に対して届け出なければならない。

3 指定管理者は、前2項に定めるもののほか、文化会館の利用が暴力団の利益になることがないように、関係条例及び法令等に従って適正に事務を処理しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 指定管理者又は管理業務の全部若しくは一部に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び教育委員会の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 指定管理者は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を実際かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 5 指定管理者は、前4項に規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならない。
- 6 指定管理者は、前各項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護に係る責任者を定めなければならない。

（事業計画書）

第11条 指定管理者は、毎年度教育委員会が指定する期日までに次年度の実施に係る事業計画書を提出し、教育委員会の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の実施に係る事業計画書を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。

（事業報告書）

第12条 指定管理者は、次に掲げる事項を記載した事業報告書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものにあつては毎年度終了後30日以内に、第4号に掲げるものにあつては毎年度末日に、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用料金の収入実績
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) 修繕費執行状況内訳書及び精算報告書
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

- 2 指定管理者は、毎四半期終了後15日以内に、前項第1号から第4号までに掲げる事項（精算報告書を除く。）を記載した四半期総括書を教育委員会に提出し、検査を受けなければならない。

- 3 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに利用者からの苦情、意見、要望等の内容及びその対応を記載した業務月報を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

（管理業務の調査等）

第13条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定管理者にいつでも管理業務又は経理の状況について報告を求め、実地調査又は必要な指示をすることができる。

(業務職員等)

第14条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり業務統括責任者、その他の業務職員（以下「業務職員」という。）を定め、書面により速やかに教育委員会に通知しなければならない。業務職員を変更した場合も同様とする。

(指定管理料の支払)

第15条 教育委員会は、第4条第1項に規定する期間の指定管理料として、金376,713,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を指定管理者に支払うものとする。ただし、修繕費に精算が生じた場合は、その精算額を控除して支払うものとする。

2 前項の指定管理料の各年度における支払額の内訳は、別紙1の支払額内訳表に掲げる額とする。ただし、別紙2の各年度の修繕費に精算が生じた場合は、その精算額を第4四半期の支払いから控除して支払うものとする。

3 指定管理者は、別紙1の支払額内訳表に掲げる四半期ごとに、第12条第2項の四半期総括書の提出に併せて、指定管理料の支払に係る請求書を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に、指定管理料を指定管理者に支払うものとする。

(利用料金)

第16条 文化会館の使用に係る利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金は、江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第2号。以下「条例」という。）別表及び江南市民文化会館の管理及び運営に関する規則（平成9年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）別表第2に掲げる額に1.3を乗じて得た額を上限とし、あらかじめ教育委員会の承認を得た額とする。

3 利用料金は、原則として、一の会計年度においては同一料金とする。

4 利用料金を改正しようとする場合は、原則12か月前までに教育委員会に申し出て承認を受けるものとする。

5 利用料金を収受できる期間は、第4条に定める期間とし、還付についても同様とする。

6 利用料金の収受及び還付については、条例及び規則の規定による。

(損害賠償)

第17条 指定管理者は、故意又は過失により財産を損傷し、又は滅失したときは、

それによって生じた損害を教育委員会に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、教育委員会は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第18条 管理業務の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合は、指定管理者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が教育委員会の責めに帰すべき事由又は教育委員会と指定管理者の双方の責めに帰すべき事由による場合は、その限りでない。

2 指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、教育委員会が第三者に対して賠償した場合、教育委員会は、指定管理者に対してその賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力による費用負担)

第19条 不可抗力により管理業務の全部又は一部が実施できなくなった場合の費用負担については、教育委員会と指定管理者の協議の上、決定する。

2 指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置を講じ、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(指定の取消し等)

第20条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者が本協定の条項に違反したとき。

(2) 第13条の指示に従わないとき。

(3) その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 教育委員会は、前項に定めるもののほか、指定管理者が、江南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年9月28日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置の対象となる法人等に該当するときは、その指定を取り消すものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定により指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消しの理由

(2) 指定取消しの要否

(3) 指定管理者による改善策の提示及び指定取消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

4 第1項又は第2項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じられたことによって、指定管理者に損害を生ずることがあっても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

なお、教育委員会に損害が生じた場合は、指定管理者は、その賠償の責めを負うものとする。

5 指定管理者は、第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、当該取消し又は停止に係る部分に関して既に指定管理料が支払われているときは、教育委員会の指定する期日までに、教育委員会が定める金額を返還しなければならない。

(指定管理者の引継ぎ)

第21条 指定管理者は、指定期間が満了するときは、教育委員会の指示に従って、新たな指定管理者に対し、管理業務が円滑に継続するために必要な引継ぎを行わなければならない。

2 前項の規定は、第19条の規定により指定期間が終了する場合又は前条第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消された場合においてもこれを準用する。ただし、教育委員会と指定管理者が合意した場合は、この限りでない。

(原状復帰義務)

第22条 指定管理者は、本協定の終了までに、指定期間の開始日を基準として管理物件を原状に復帰し、教育委員会に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が認めた場合は、指定管理者は、管理物件の原状復帰は行わずに、別途教育委員会が定める状態で教育委員会に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(協力)

第23条 指定管理者は、文化会館で行われる江南市及び国、その他地方公共団体並びに公共的団体等の事業に協力するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第24条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

(管轄裁判所)

第25条 本協定に関する訴訟は、教育委員会の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協定の変更)

第26条 管理業務に関し、特別な事情により内容に変更の必要が生じたときは、教育委員会と指定管理者の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

2 第15条第2項の規定により修繕費を精算した場合は、指定管理料の額を変更するよう本協定の内容を変更しなければならない。

(疑義等についての協議)

第27条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、教育委員会と指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、教育委員会、指定管理者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

江 南 市 教 育 委 員 会

指定管理者

東京都千代田区神田小川町一丁目2番地
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表取締役 橋 本 鉄 司

【別紙 1】

江南市民文化会館指定管理料支払額内訳表

令和6年度～令和10年度 指定管理料総額 376,713,000円

令和6年度指定管理料 76,799,000円	第1四半期	19,199,750円
	第2四半期	19,199,750円
	第3四半期	19,199,750円
	第4四半期	19,199,750円
令和7年度指定管理料 74,831,000円	第1四半期	18,707,750円
	第2四半期	18,707,750円
	第3四半期	18,707,750円
	第4四半期	18,707,750円
令和8年度指定管理料 74,996,000円	第1四半期	18,749,000円
	第2四半期	18,749,000円
	第3四半期	18,749,000円
	第4四半期	18,749,000円
令和9年度指定管理料 75,027,000円	第1四半期	18,756,750円
	第2四半期	18,756,750円
	第3四半期	18,756,750円
	第4四半期	18,756,750円
令和10年度指定管理料 75,060,000円	第1四半期	18,765,000円
	第2四半期	18,765,000円
	第3四半期	18,765,000円
	第4四半期	18,765,000円

【別紙 2】

江南市民文化会館指定管理料のうち修繕費内訳表

年 度	指定管理料のうち修繕費
令和6年度	3,300,000円
令和7年度	3,300,000円
令和8年度	3,300,000円
令和9年度	3,300,000円
令和10年度	3,300,000円

(参 考)

江南市民文化会館指定管理者業務仕様書（案）

江南市民文化会館（以下「文化会館」という。）の指定管理者が行う業務の内容、その範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、文化会館の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めるものとする。

2. 文化会館の管理運営に関する基本的な考え方

文化会館を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 施設が、市民の芸術・文化振興を図るために設置された理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (4) 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- (5) 個人情報保護に努めること。

3. 施設の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 名 称 | 江南市民文化会館 |
| (2) 所 在 地 | 江南市北野町川石 2 5 番地 1 |
| (3) 施設概要 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄筋コンクリート造
地下1階 地上3階建
施設面積 9,588.99 m ²
敷地面積 26,082.31 m ² |
| (4) 竣工年月日 | 昭和59年8月15日 |
| (5) 年間利用者数 | 187,462人（令和4年度 報告数） |
| (6) 施設内容 | 大ホール（1,400席）、楽屋（5室）、講師控室、主催者事務室、第1練習室、第2練習室（41 m ² ）、第3練習室（78 m ² ）、小ホール（427席）、楽屋（3室）、楽屋事務室、第1会議室（176 m ² ）、第2会議室（108 m ² ）、特別会議室（76 m ² ）、音楽室（121 m ² ）、美術工芸室（124 m ² ）、第1和室（50 m ² ）、第2和室（59 m ² ）、展示室等（197 m ² ）、レストラン（97.57 m ² ）等 |

4. 開館時間

午前9時から午後9時30分までとする。

5. 利用時間

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第2号）別表に掲げる利用時間とする。

6. 休館日

毎月第3月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日）の場合はその翌日）、1月1日から1月4日まで及び12月29日から12月31日までとする。

7. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

8. 法令等の遵守

文化会館の管理にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(2) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）

(3) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第3号）

(4) 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）

(5) 江南市民文化会館の管理及び運営に関する規則（平成9年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）

(6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(7) 江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）

(8) 江南市情報公開条例施行規則（平成15年規則第3号）

(9) 江南市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）

(10) 労働関係法令

(11) その他関係法令

9. 業務内容

(1) 文化会館の管理運営に関すること

① 人員の配置等に関すること。

ア 文化会館事務室に常勤の責任者1名を配置すること。

- イ 文化会館の利用に関する受付業務（利用料金の收受、問い合わせ、自主文化事業のチケット販売等）、施設設備管理業務、舞台操作業務に従事するために必要かつ最適な人員を配置すること。
 - ウ 施設設備管理に従事する者のうち1名は、電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者、甲種防火管理者の資格を有していること。ただし、すべての資格を同一人物が有している必要はない。
 - エ 配置する人員の勤務形態は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等を遵守し、文化会館の管理運営に支障がないようにすること。
 - オ 職員に対して、文化会館の管理運営に必要な研修を実施すること。
- ② 文化会館の利用申請の受付・許可等に関すること。
- ア 受付・許可等は、文化会館事務室で行うこと。
 - イ 受付の手続き
 - 利用許可申請書の受付、利用の許可、利用許可書の交付、利用料金還付の手続き等
 - ウ 受付の日時
 - 開館中は、受け付けること。
 - エ 文化会館に関する問い合わせに対応すること。
- ③ 利用料金の收受に関すること。
- ア 本業務は、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金に係る制度により、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。
 - イ 利用料金は、条例別表及び規則別表第2に掲げる額に1.3を乗じて得た額の範囲内において指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。
 - ウ 利用料金は、現金納付又は金融機関納付による。金融機関納付の場合、振込手数料は、利用者の負担とする。
 - エ 現金納付の場合は、指定管理者が現金の管理を行うこと。
 - オ 申込者が、利用中止申請の手続きをした場合は、関係例規の規定に従い申込者に対して利用料金の還付を行うこと。
- ④ 舞台操作等に関すること。
- ア 舞台機構設備、音響設備、照明設備等（以下「舞台設備等」という。）を常時良好かつ安全な状態で使用できるよう保守、点検、整備及び清掃等を行うこと。
 - イ 利用者が持ち込む機材等の搬入、搬出に立ち会うこと。

ウ 舞台設備等の仕込み、撤去、復元作業等を行うこと。

エ 舞台設備等の操作を行うこと。利用者が行う場合は、指導、助言、監督を
すること。

オ 利用者と事前に準備打ち合わせを行い、必要に応じて適正な助言を与え、
打ち合わせ結果に基づいてホール打ち合わせ書を作成すること。

⑤ 会議室等の備品設置について

利用者の申請に基づき、会議室等に必要な備品の設置、撤去を行うこと。

(2) 文化会館及び歴史民俗資料館の施設並びに設備の維持管理に関すること

① 施設の適正な運営のため、清掃、施設・設備点検等の保守管理及び修繕、樹
木保全等敷地内環境美化を行うこと。(各業務の詳細は、別添仕様書による。)

ア 清掃業務

(ア) 良好な環境衛生、美観の維持はもとより、施設の健全なる保全を図るこ
と。

(イ) 適切な方法により、埃、ゴミ、汚れ、シミ等を落とし清潔な状態に保つ
こと。

(ウ) 定期清掃(年2回)、ガラス清掃(年2回)を行うこと。

イ 電気、空調、給排水等設備管理

館内の電気設備、空調設備、給排水衛生設備等、各設備の日常巡視点検を
行うこと。

ウ 施設・設備保守点検

文化会館の機能を維持するとともに、利用者が快適に使用できる良質な施
設、設備を提供するため、次に掲げる設備・器具等の状態について巡視点検
を行い、関係法令に基づく法定検査等を行うこと。

(ア) エレベーター保守点検

(イ) 自家用電気工作物保安管理

(ウ) 自家用発電設備保守点検

(エ) 空調設備等保守点検

(オ) 舞台音響設備保守点検

(カ) 舞台照明設備保守点検

(キ) 舞台機構設備保守点検

(ク) ピアノ(グランドピアノ・アップライトピアノ 合計5台)保守点検

(ケ) 消防用設備等保守点検

(コ) 非常通報装置保守点検

(サ) 直流電源装置保守点検

エ 修繕

1件130万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下を対象とした修繕は、指定管理者の予算に基づき執行すること。1件130万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える修繕は、教育委員会と協議の上、教育委員会が行うものとする。

オ 建築物環境衛生管理点検報告業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の規定に基づく、空気環境測定、飲料水水質検査、ねずみ・昆虫等の防除、受水槽の清掃、「レジオネラ症防止指針」に準拠した冷却塔のレジオネラ菌検査及び殺菌、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に準拠した冷温水発生機の煤煙測定等を行うこと。

カ 樹木保全等

文化会館敷地内の高木、灌木等の植栽及び植栽地内を対象とし、施設の使用及び美観を維持するため剪定、除草、消毒、清掃等の業務を行うこと。

キ 公衆電話の維持管理

館内に設置してある公衆電話を維持管理すること。

ク 定期報告

建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく定期報告を行うこと。

- ② 駐車場及び駐輪場の管理を行うこと。
- ③ 施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために、保安管理を適切に行うこと。
- ④ 入場者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるよう賠償資力を確保するための適切な保険に加入すること。なお、建物損害保険(火災、落雷等)については市が加入するが、その他施設管理上必要があれば、指定管理者が加入すること。
- ⑤ 施設維持管理用消耗品（電球、トイレトペーパー、便座洗浄液等）、事務用消耗品（事務用品、応急処置用医薬品、AEDのパッド等）、清掃用消耗品（洗剤、清掃用具等）等の消耗品を購入すること。
- ⑥ 燃料費、光熱水費を支払うこと。

- ⑦ 通信運搬費（電話料、郵便料、インターネット回線料等）を支払うこと。
- ⑧ ホームページ等により、文化会館に関する情報の提供を行うこと。
- ⑨ 文化会館の管理運営に必要な印刷物（市民向け月間行事予定表、文化会館利用案内、封筒等）を作成し、必要に応じて指定場所へ配布を行うこと。

（3）自主文化事業に関すること

① 企画開催

市民が格調高い芸術文化に接する機会の提供や芸術文化の情報発信を目的として、指定管理者は自主文化事業を企画し開催すること。また、文化会館の大ホール・小ホールの稼働率（令和4年度実績52.6%）について、第6次総合計画において定めた目標値（令和9年度60%）達成に向け努めること。

② 文化会館友の会に関すること

友の会は、文化会館の主催する演劇、音楽、講演、各種展覧会等の事業を支援する個人又は団体の会員で組織し、会員の教養を深め、あわせて地域の文化の高揚を図ることを目的としている団体であるため、事務局としてこれを支援すること。

業務内容 会員への会報発行

総会の開催（年1回）

役員会の開催（年4回程度）

（4）レストランスペースの運営に関すること

- ① 常駐スタッフを配置し、弁当、軽食、飲料等を提供すること。
- ② 営業時間は、午前9時から午後4時までとすること。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、営業時間を延長することができる。
- ③ 定休日は、文化会館の休館日と同様とすること。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、営業することができる。
- ④ 販売価格、メニューは教育委員会と協議すること。
- ⑤ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令等を遵守すること。
- ⑥ 清潔保持、衛生管理を徹底し、食品衛生法上の発生事案については、指定管理者において対処すること。

（5）事業報告及び事業の評価等に関すること

- ① 指定管理者は、毎月終了後10日以内に前月の文化会館の利用状況及び管理運営業務の実施状況等を記載した業務月報を作成し、教育委員会へ提出すること。

- ② 指定管理者は、毎月終了後10日以内に前月の利用者からの意見、要望等とその結果及び対応策について、教育委員会に提出すること。
- ③ 指定管理者は、毎四半期終了後15日以内に前四半期の業務内容を総括した四半期総括書を作成し、教育委員会に提出すること。
- ④ 指定管理者は、文化会館の利用者満足度等を把握するため、利用者アンケートを適宜実施し、その結果を教育委員会に提出すること。
- ⑤ 教育委員会は、毎年度、半期又は四半期ごとに1回以上、実地調査を行う。また、必要と認めた時は、随時、実地調査を行う。
- ⑥ 指定期間の開始後、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、指定管理者の報告や教育委員会の実施する調査によりモニタリングを行う。なお、教育委員会は、毎年度終了後に事業報告書の内容、実地調査の結果等を踏まえ、指定管理者から提出された自己評価の内容を確認し、総括的な評価を行う。
- ⑦ 評価の結果、指定管理者の業務が協定書、仕様書等に定められた内容を満たしていないと判断した場合、教育委員会は、是正勧告を行い、改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。
- ⑧ 指定管理者は、施設修繕等施設管理に係る業務を実施した場合は、業務完了書の作成を行うこと。

(6) その他

- ① 緊急時の対策及び防犯、防災対策について、マニュアルを作成し、従事者に指導及び訓練を行うこと。なお、防災対策については、江南市地域防災計画に基づいたものとする。
- ② 個人情報保護について従事者に周知、徹底を図ること。
- ③ その他文化会館の管理上、教育委員会が必要であると認める業務を行うこと。

10. 経費等について

(1) 予算の執行に関する事

- ① 人件費、事務費、管理費及び事業費は、指定管理者の予算に基づき執行すること。ただし、修繕費については協定書の修繕費内訳表に掲げる額を実績が下回った場合は差額を精算すること。また、その修繕費に不足額が生じた場合は、指定管理料の補填は行わないものとする。
- ② 指定管理者は、この施設のために独立した管理口座を作成し、収支をその口座に集約して管理すること
- ③ 会計帳簿等について、口座と同様に独立したものを作成し、管理すること。

(2) 事業報告に関すること

会計年度終了後、1か月以内に会計報告及び事業報告を行うこと。

(3) 経理規程に関すること

指定管理者は経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 実地調査に関すること

市及び教育委員会は、必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の調査を行う。

1 1. 指定管理者が賠償責任を負う範囲

指定管理者は、文化会館の管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市及び教育委員会又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

1 2. 物品の帰属等

(1) レストランスペース以外

- ① 貸与する備品は、貸与備品台帳により提示する。
- ② 貸与する備品が経年劣化により使用できなくなった場合は、教育委員会が当該備品を購入・調達するものとし、教育委員会の所有に帰属するものとする。
- ③ 教育委員会が貸与する備品は無償貸与とし、指定管理者は指定の取消し又は指定期間満了後、教育委員会又は次期指定管理者に引き継ぐものとする。
- ④ 指定管理者は貸与備品整理簿を備えて、備品を管理し、購入及び破棄等について、教育委員会に報告するものとする。
- ⑤ 指定管理者は、貸与された備品以外に自己の費用で備品を購入した場合は、指定の取消し又は指定期間満了にあたり、自己の費用で撤去しなければならない。ただし、教育委員会と指定管理者が、協議の結果合意した場合は、教育委員会又は次期指定管理者に引き継ぐものとする。
- ⑥ 指定管理者がリース契約を締結する場合は、原則として、指定期間に限定されたものとする。指定期間を超えたリース契約を希望する場合、原状回復は、原則としてすべて指定管理者の責任と負担（中途解約等による違約金を含む）において行うこと。※指定期間満了等により指定管理者が変更となる場合は、原状回復を原則とする。ただし、教育委員会及び変更前後の指定管理者の協議により、リース契約を引き継ぐことも可能とする。

(2) レストランスペース

- ① 改装費及び備品購入費は指定管理者が負担するものとし、指定管理者の所有

に帰属するものとする。

- ② 指定管理者は指定の取消し又は指定期間期間満了にあたり、自己の費用で原状に復帰しなければならない。ただし、教育委員会と指定管理者が、協議の結果合意した場合は、教育委員会又は次期指定管理者に引き継ぐものとする。

1 3. 業務を実施するに当たっての留意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要領等を別に定める場合は、教育委員会と協議を行うこと。
- (3) 個人情報の適正な管理のために次の必要な措置を講じること。
 - ① 管理規程の整備、職員の意識啓発など管理的な保護措置
 - ② 電子計算機処理によるアクセス制限、データの暗号化などの技術的な保護措置
 - ③ 保管施設の整備など物理的な保護措置
- (4) 江南市情報公開条例の趣旨に基づき、施設の管理に関して保有する情報を公開するために必要な措置を講じること。
- (5) 江南市及び国、地方公共団体並びに公共的団体の事業への協力をすること。
- (6) その他、本仕様書に記載のない事項については、教育委員会と協議を行うこと。

1 4. その他

- (1) 指定管理者は、指定期間終了時に教育委員会又は次期指定管理者が円滑かつ支障なく文化会館の業務を遂行できるよう引き継ぎを行うこと。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

教育委員会は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、指定の取消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部を停止することができるものとする。その場合において、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。なお、教育委員会又は次期指定管理者が円滑かつ支障なく、文化会館の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

- ② 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議する

ものとする。

一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面に通知することにより協定を解除できるものとする。なお、教育委員会又は次期指定管理者が円滑かつ支障なく、文化会館の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

教育委員会と指定管理者は誠意を持って協議するものとする。

(4) 文化会館の設置目的に沿った管理運営を行うため、教育委員会が設置する運営委員会に参加協力すること。また、文化会館で行われる江南市及び国、その他地方公共団体並びに公共的団体等の事業に協力するものとする。

(5) 災害時の対応

地震等の災害により、江南市災害対策本部が救援物資集積場として文化会館南側駐車場、遺体収容所として展示室を、江南警察署が代替指揮所として第1会議室を、中部電力株式会社が災害復旧基地として大・小ホールの楽屋及び第2・第3練習室、文化会館北側駐車場をそれぞれ使用することになるため、それらに伴う開館等の対応を行うこと。

令和5年議案第62号

令和5年度江南市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度江南市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,018,028千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,807,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 13,223,379	千円 145,225	千円 13,368,604
	1 市 民 税	6,360,114	145,225	6,505,339
10 地 方 特 例 交 付 金		131,000	△1,570	129,430
	1 地 方 特 例 交 付 金	131,000	△1,570	129,430
11 地 方 交 付 税		3,864,000	221,730	4,085,730
	1 地 方 交 付 税	3,864,000	221,730	4,085,730
16 県 支 出 金		2,361,113	802	2,361,915
	3 委 託 金	192,565	802	193,367
18 寄 附 金		25,604	500	26,104
	1 寄 附 金	25,604	500	26,104
19 繰 入 金		2,168,956	△154,971	2,013,985
	1 基 金 繰 入 金	2,168,956	△154,971	2,013,985
20 繰 越 金		181,420	1,004,571	1,185,991
	1 繰 越 金	181,420	1,004,571	1,185,991
21 諸 収 入		947,667	37,141	984,808
	5 雑 入	703,453	37,141	740,594
22 市 債		895,300	△235,400	659,900
	1 市 債	895,300	△235,400	659,900
歳 入 合 計		31,789,030	1,018,028	32,807,058

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,154,867	千円 657,824	千円 3,812,691
	1 総 務 管 理 費	2,260,865	655,373	2,916,238
	3 戸籍住民基本台帳費	182,714	2,451	185,165
3 民 生 費		14,846,070	215,982	15,062,052
	1 社 会 福 祉 費	7,639,185	131,514	7,770,699
	2 児 童 福 祉 費	5,880,490	53,893	5,934,383
	3 生 活 保 護 費	1,312,520	30,575	1,343,095
4 衛 生 費		3,582,958	19,369	3,602,327
	1 保 健 衛 生 費	1,520,718	19,369	1,540,087
5 労 働 費		130,732		130,732
	1 労 働 費	130,732		130,732
7 商 工 費		602,626	△1,938	600,688
	1 商 工 費	602,626	△1,938	600,688
8 土 木 費		2,260,025	109,174	2,369,199
	2 道 路 橋 り ょ う 費	540,724	100,000	640,724
	4 都 市 計 画 費	766,200	9,174	775,374
10 教 育 費		2,834,194	17,617	2,851,811
	1 教 育 総 務 費	409,515	4,846	414,361
	2 小 学 校 費	549,846	3,366	553,212
	4 社 会 教 育 費	485,707	370	486,077
	5 保 健 体 育 費	1,041,017	9,035	1,050,052
歳 出 合 計		31,789,030	1,018,028	32,807,058

第2表 繰越明許費

[単位：千円]

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	(仮称)多世代交流プラザ整備事業	44,575
	2 児童福祉費	児童館((仮称)多世代交流プラザ)整備事業	23,471
7 商工費	1 商工費	曾本地区工業用地整備推進事業	7,315

第3表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事項	期間	限度額
すいとぴあ江南指定管理料	令和5年度～令和10年度	542,750
市民文化会館指定管理料	令和5年度～令和10年度	376,713

第4表 地方債補正

[単位:千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称)多世代交流プラザ整備事業	49,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

[単位:千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	477,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	192,300	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
計	895,300				659,900			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 市 税	千円 13,223,379	千円 145,225	千円 13,368,604
10 地方特例交付金	131,000	△1,570	129,430
11 地方交付税	3,864,000	221,730	4,085,730
16 県支出金	2,361,113	802	2,361,915
18 寄附金	25,604	500	26,104
19 繰入金	2,168,956	△154,971	2,013,985
20 繰越金	181,420	1,004,571	1,185,991
21 諸収入	947,667	37,141	984,808
22 市債	895,300	△235,400	659,900
歳入合計	31,789,030	1,018,028	32,807,058

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 3,154,867	千円 657,824	千円 3,812,691
3 民生費	14,846,070	215,982	15,062,052
4 衛生費	3,582,958	19,369	3,602,327
5 労働費	130,732		130,732
7 商工費	602,626	△1,938	600,688
8 土木費	2,260,025	109,174	2,369,199
10 教育費	2,834,194	17,617	2,851,811
歳出合計	31,789,030	1,018,028	32,807,058

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			657,824
	49,800		166,182
			19,369
			△1,938
			109,174
802		500	16,315
802	49,800	500	966,926

2 歳 入

1 款 市税
1 6 款 県支出金

1 0 款 地方特例交付金
1 8 款 寄附金

1 1 款 地方交付税
1 9 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
1	市税	13,223,379	145,225	13,368,604
	1 市民税	6,360,114	145,225	6,505,339
	1 個人	5,779,167	145,225	5,924,392
10	地方特例交付金	131,000	△1,570	129,430
	1 地方特例交付金	131,000	△1,570	129,430
	1 地方特例交付金	131,000	△1,570	129,430
11	地方交付税	3,864,000	221,730	4,085,730
	1 地方交付税	3,864,000	221,730	4,085,730
	1 地方交付税	3,864,000	221,730	4,085,730
16	県支出金	2,361,113	802	2,361,915
	3 委託金	192,565	802	193,367
	6 教育費委託金	248	802	1,050
18	寄附金	25,604	500	26,104
	1 寄附金	25,604	500	26,104
	2 教育費寄附金	1,210	500	1,710
19	繰入金	2,168,956	△154,971	2,013,985
	1 基金繰入金	2,168,956	△154,971	2,013,985
	1 基金繰入金	2,168,956	△154,971	2,013,985

[単位：千円]

節		区 分	金 額	説 明
1	現年課税分		145,225	[税務課] 所得割
1	地方特例 交付金		△1,570	[財政課] 地方特例交付金
1	地方交付税		221,730	[財政課] 普通交付税
2	保健体育費 委託金		802	[スポーツ推進課] 地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金 802,000円×10/10
2	社会教育費 寄附金		500	[生涯学習課] 寄附金
1	基金 繰入金		△154,971	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金

歳 入

20款 繰越金

21款 諸収入

22款 市債

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
20	繰越金	181,420	1,004,571	1,185,991
	1 繰越金	181,420	1,004,571	1,185,991
	1 繰越金	181,420	1,004,571	1,185,991
21	諸収入	947,667	37,141	984,808
	5 雑入	703,453	37,141	740,594
	3 過年度収入		37,141	37,141
22	市債	895,300	△235,400	659,900
	1 市債	895,300	△235,400	659,900
	1 民生債	3,500	49,800	53,300
	6 臨時財政対策債	477,500	△285,200	192,300

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 前年度繰越金	1,004,571	[財政課] 前年度繰越金	
1 過年度収入	37,141	[高齢者生きがい課] 令和4年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算金 959 令和4年度分低所得者保険料軽減県費負担金精算金 479 [福祉課] 令和4年度分障害者自立支援医療給付費国庫負担金精算金 636 令和4年度分障害者自立支援医療給付費県費負担金精算金 318 令和4年度分生活保護費県費負担金精算金 899 令和4年度分障害者自立支援給付費国庫負担金精算金 11,405 令和4年度分障害者自立支援給付費県費負担金精算金 5,702 [こども政策課] 令和4年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金 205 令和4年度分児童手当費国庫負担金精算金 684 [保育課] 令和4年度分子どものための教育・保育給付費国庫交付金精算金 9,627 令和4年度分子どものための教育・保育給付費県費負担金精算金 4,038 令和4年度分子ども・子育て支援施設等利用給付費国庫交付金精算金 1,460 令和4年度分子ども・子育て支援施設等利用給付費県費負担金精算金 32 令和4年度分私立幼稚園授業料等軽減県費補助金精算金 697	
2 社会福祉債	32,900	[高齢者生きがい課] (仮称) 多世代交流プラザ整備事業債	
3 児童福祉債	16,900	[こども政策課] (仮称) 多世代交流プラザ整備事業債	
1 臨時財政対策債	△285,200	[財政課] 臨時財政対策債	

歳 入

22款 市債

科 目		補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款 項	目			
計		31,789,030	1,018,028	32,807,058

節		説明
区分	金額	

3 歳 出

2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 秘 書 政 策 費	468,363	58,917	527,280				58,917	3職 員 手 当 等	58,917
6 財 政 費	491,719	592,996	1,084,715				592,996	24積 立 金	592,996
9 防 災 安 全 費	200,176	3,460	203,636				3,460	11役 務 費	23
								14工 事 請 負 費	1,237
								18負担金、 補助及び 交 付 金	2,200
計	2,260,865	655,373	2,916,238				655,373		

2 款 総務費
3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	182,714	2,451	185,165				2,451	11役 務 費	965
								13使 用 料 及 賃 借 料	1,486
計	182,714	2,451	185,165				2,451		

2-1-2 秘書政策費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 58,917 3 職員手当等 退職手当	補正後111,216,000円－補正前52,299,000円
	〔財政調整基金管理事業〕 592,996 24 積立金 江南市財政調整基金積立金	地方財政法第7条第1項による剰余金の積立 前年度純繰越額1,185,991,499円×1/2以上
	〔災害時対応事業〕 1,260 ・ 防災倉庫等維持運営事業 11 役務費 23 建築確認申請手数料 6 完了検査手数料 17 14 工事請負費 1,237 防災倉庫等移設工事費	
	〔交通安全対策事業〕 2,200 ・ 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業 18 負担金、補助及び交付金 2,200 自転車乗車用ヘルメット着用促進 事業費補助金	補正後3,200,000円－補正前1,000,000円

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔住民基本台帳等事業〕 2,451 ・ コンビニ交付サービス運用事業 11 役務費 965 委託手数料 13 使用料及び賃借料 1,486 クラウド利用料	委託手数料 補正後1,744,000円－補正前779,000円 クラウド利用料 補正後2,683,000円－補正前1,197,000円

歳出
3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 高齢者 福祉費	1,677,869	48,944	1,726,813		32,900		16,044	10需用費	1,340
								12委託料	47,604
2 障害者 福祉費	2,999,696	9,763	3,009,459				9,763	12委託料	6,779
								22償還金、 利子及び 割引料	2,984
3 社会 保障費	2,926,394	72,807	2,999,201				72,807	18負担金、 補助及び 交付金	72,807
計	7,639,185	131,514	7,770,699		32,900		98,614		

3-1-1 高齢者福祉費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[高齢者福祉施設維持運営事業] ・旧保健センター維持事業	1,340	補正後1,340,000円ー補正前0円
10 需用費 光熱水費 電気使用料		
[（仮称）多世代交流プラザ整備等事業] ・（仮称）多世代交流プラザ整備事業	47,604	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
12 委託料		〈特定財源〉
老人福祉センター解体設計委託料	4,609	地 32,900千円 36,598,000円×90%
地質調査委託料	3,029	
設計委託料	39,966	（仮称）多世代交流プラザ（設計）
		繰越明許費 44,575千円
[自立支援給付事業] ・障害者自立支援給付事業	2,984	令和4年度分
22 償還金、利子及び割引料		
障害児通所給付費国庫負担金返納金	1,989	
障害児通所給付費県費負担金返納金	995	
[障害者福祉システム運用事業] ・障害者福祉システム改修事業	6,779	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
12 委託料		地方公共団体情報システム標準化に向けたシステム改修
システム改修委託料		
[後期高齢者医療支援事業] ・療養給付事業	72,807	令和4年度分
18 負担金、補助及び交付金		
療養給付費負担金		

歳出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 こども 政策費	2,572,689	43,762	2,616,451		16,900		26,862	12委託料	25,249
								22償還金、 利子及び 割引料	18,513

説		明
事	業	備 考
〔病児・病後児保育事業〕	667	
・病児・病後児保育施設運営事業		
22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
子ども・子育て支援国庫交付金返納金		
〔ファミリー・サポート・センター事業〕	11	
22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
子ども・子育て支援国庫交付金返納金		
〔育児支援家庭訪問事業〕	168	
22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
子ども・子育て支援国庫交付金返納金		
〔子育て短期支援事業〕	9	
22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
子ども・子育て支援国庫交付金返納金		
〔要保護児童対策事業〕	64	
22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返納金		
〔子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業〕	44	
・子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業		
22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返納金		
〔児童・遺児手当等事業〕	1,527	
・児童扶養手当事業	710	
22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
児童扶養手当支給費国庫負担金返納金		
・児童手当事業	817	
22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
児童手当費国庫負担金返納金	70	
児童手当費県費負担金返納金	747	
〔母子生活支援施設措置事業〕	26	
22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
母子生活支援施設措置費国庫負担金返納金	17	
母子生活支援施設措置費県費負担金返納金	9	

歳出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 保育費	2,659,258	10,131	2,669,389				10,131	11 役務費	3,396
								12 委託料	5,269
								22 償還金、 利子及び 割引料	1,466

説		明
事	業	備 考
	<p>〔母子・父子家庭自立支援給付事業〕 401</p> <p>22 償還金、利子及び割引料 母子・父子家庭自立支援給付金事業費国庫補助金返納金</p>	令和4年度分
	<p>〔低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業〕 15,596</p> <p>22 償還金、利子及び割引料</p> <p>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金返納金 13,550</p> <p>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費国庫補助金返納金 2,046</p>	令和4年度分
	<p>〔児童館等整備等事業〕 25,249</p> <p>・児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業</p> <p>12 委託料</p> <p>地質調査委託料 1,778</p> <p>設計委託料 23,471</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 地 16,900千円 18,787,000円×90%</p> <p>児童館（（仮称）多世代交流プラザ）（設計）</p> <p>繰越明許費 23,471千円</p>
	<p>〔保育園保育等事業〕 3,396</p> <p>・保育園給食事業</p> <p>11 役務費 人材派遣手数料</p>	
	<p>〔保育管理等事業〕 1</p> <p>・保育士研修事業</p> <p>22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返納金</p>	令和4年度分
	<p>〔保育園施設整備等事業〕 5,269</p> <p>・保育園施設改修（空調設備）事業</p> <p>12 委託料 設計委託料</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>古知野東保育園 空調設備（設計）</p>
	<p>〔子ども・子育て支援事業〕 1,465</p> <p>・特定教育・保育等事業 32</p> <p>22 償還金、利子及び割引料 保育士等処遇改善臨時特例国庫交付金返納金</p>	令和3年度分

歳出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	5,880,490	53,893	5,934,383		16,900		36,993		

3款 民生費
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 生活 保護費	1,312,520	30,575	1,343,095				30,575	22償還金、 利子及び 割引料	30,575

3-2-2 保育費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
・ 特定子ども・子育て支援等事業	1,433	令和4年度分
22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金		

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔生活保護事業〕	20,080	令和4年度分
22 償還金、利子及び割引料		
生活保護医療扶助費国庫負担金返納金	14,928	
生活保護介護扶助費国庫負担金返納金	2,860	
生活保護生活等扶助費国庫負担金返納金	2,172	
生活保護費国庫補助金返納金	120	
〔生活困窮者住居確保給付金給付事業〕	3,397	令和4年度分
22 償還金、利子及び割引料		
生活困窮者住居確保給付費国庫負担金返納金		
〔被保護者就労支援事業〕	174	令和4年度分
22 償還金、利子及び割引料		
被保護者就労支援事業費国庫負担金返納金		
〔生活困窮者自立相談支援事業〕	1,907	令和4年度分
・ 生活困窮者自立相談支援事業		
22 償還金、利子及び割引料		
生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金返納金		

歳 出
 3款 民生費
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	1,312,520	30,575	1,343,095				30,575		

4款 衛生費
 1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づくり費	1,487,665	19,369	1,507,034				19,369	10需用費	4,571
								11役 務 費	8,930
								12委 託 料	1,100
								13使 用 料 及 賃 借 料	123
								22償還金、 利子及び 割引料	4,645

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	〔新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業〕	5,017	
	22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費国庫補助金返納金	4,940	
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務費国庫補助金返納金	77	

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	〔予防接種事業〕	3,108	
	22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
	疾病予防対策事業費等国庫補助金返納金		
	〔新型コロナウイルスワクチン接種事業〕	13,501	
	10 需用費	4,571	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	印刷製本費		
	一般事業用		新型コロナウイルスワクチン秋開始接種の実施
	11 役務費	8,930	一般事業用
	郵便料		補正後8,410,000円ー補正前3,839,000円
			郵便料
			補正後12,925,000円ー補正前3,995,000円
	〔母子健康管理事業〕	356	
	22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
	母子保健衛生費国庫補助金返納金		
	〔母子保健事業〕	14	
	・母子保健事業		
	22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
	子ども・子育て支援国庫交付金返納金		

歳出
4款 衛生費
1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	1,520,718	19,369	1,540,087				19,369		

5款 労働費
1項 労働費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 労働費	130,732		130,732						
計	130,732		130,732						

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	519	
〔子育て世代包括支援センター運営事業〕 ・子育て世代包括支援センター運営事業		
22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
子ども・子育て支援国庫交付金返納金	112	
母子保健衛生費国庫補助金返納金	407	
〔養育医療給付事業〕	648	
22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
未熟児養育医療給付費国庫負担金返納金	218	
未熟児養育医療給付費県費負担金返納金	430	
〔保健センター維持運営事業〕	1,223	
・保健センター運営事業		
12 委託料	1,100	コピー機借上料
廃棄備品等処理委託料		補正後506,000円ー補正前383,000円
13 使用料及び賃借料	123	
コピー機借上料		

5-1-1 労働費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔すいとぴあ江南維持運営事業〕 ・すいとぴあ江南指定管理事業		すいとぴあ江南指定管理料に係る債務負担行為 期間 令和5年度～令和10年度 限度額 542,750千円

歳 出
7 款 商工費
1 項 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	602,626	△1,938	600,688				△1,938	18負担金、 補助及び 交付金	△1,938
計	602,626	△1,938	600,688				△1,938		

8 款 土木費
2 項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 道路橋 りょう費	540,724	100,000	640,724				100,000	14工 事 請 負 費	100,000
計	540,724	100,000	640,724				100,000		

7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△2,400	
〔地場産業活力向上事業〕 ・江南市民サマーフェスタ補助事業 18 負担金、補助及び交付金 江南市民サマーフェスタ事業費補助金		補正後0円－補正前2,400,000円
〔企業誘致等推進事業〕 ・企業誘致等推進事業 18 負担金、補助及び交付金 中小企業再投資促進奨励金	50	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★★ 補正後15,945,000円－補正前15,895,000円
〔管本地区工業用地整備推進事業〕		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★★ 繰越明許費 7,315千円
〔商工業補助事業〕 18 負担金、補助及び交付金 商業団体等共同事業費補助金	412	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★★ 補正後648,000円－補正前236,000円

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔道路側溝・舗装等整備事業〕 14 工事請負費 側溝・舗装等工事費	100,000	補正後300,000,000円－補正前200,000,000円

歳 出
8 款 土木費
4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 都 市 整備費	349,100	9,174	358,274				9,174	12委託料	9,174
計	766,200	9,174	775,374				9,174		

10 款 教育費
1 項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 放 課 後 児童費	155,218	4,846	160,064				4,846	22償還金、 利子及び 割引料	4,846
計	409,515	4,846	414,361				4,846		

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[江南駅周辺交通環境改善計画策定事業] ・江南駅前広場概略検討事業 12 委託料 概略検討委託料	9,174 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 江南駅周辺の交通環境改善 内容 駅前広場計画条件設定及び周辺交通量等調査の実施

10-1-3 放課後児童費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）] ・放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成） 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金	4,846 令和4年度分

歳 出
 10款 教育費
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	549,846	3,366	553,212				3,366	14工 事 請 負 費	3,366
計	549,846	3,366	553,212				3,366		

10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 涯 学 習 費	332,565	370	332,935			500	△130	10需 用 費	370
2 文 化 交 流 費	153,142		153,142						
計	485,707	370	486,077			500	△130		

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
〔学校施設整備等事業〕 ・学校施設改修事業 14 工事請負費 防火シャッター改修工事費	3,366	古知野西小学校	

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
〔子ども読書活動推進事業〕 10 需用費 消耗品費 児童用図書	370	〈特定財源〉 そ 500千円 寄附金 補正後500,000円－補正前130,000円	
〔市民文化会館維持運営事業〕 ・市民文化会館指定管理事業		市民文化会館指定管理料に係る債務負担行為 期間 令和5年度～令和10年度 限度額 376,713千円	

歳出
 10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推進費	204,666	1,839	206,505	802			1,037	1報酬	308
								3職員 手当等	78
								4共済費	144
								8旅費	20
								10需用費	20
								11役務費	40
								12委託料	696
13使用料 及び 賃借料	533								
2 学 校 給 食 費	836,351	7,196	843,547				7,196	14工 事 請 負 費	7,196
計	1,041,017	9,035	1,050,052	802			8,233		

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔スポーツ振興事業〕	
	1,352	
1	報酬	308
	会計年度任用職員	〈特定財源〉
		県 802千円 802,000円×10/10
3	職員手当等	78
	期末手当	会計年度任用職員
4	共済費	144
	社会保険料等	補正後1,376,000円－補正前1,068,000円
8	旅費	20
	費用弁償	費用弁償
		補正後33,000円－補正前13,000円
10	需用費	20
	印刷製本費	
	一般事業用	
11	役務費	40
	スポーツ安全保険料	
12	委託料	696
	集金サービス委託料	71
	地域スポーツクラブ活動試行実施	625
	委託料	
13	使用料及び賃借料	46
	地域スポーツクラブ活動場所借上	
	料	
	〔都市公園等運動施設維持運営事業〕	
	487	
	・ グランド施設維持運営事業	
13	使用料及び賃借料	
	河川占有物運搬用機器借上料	
	〔新学校給食センター整備等事業〕	
	7,196	
	・ 新学校給食センター整備事業	
14	工事請負費	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
	敷地整地工事費	補正後32,678,000円－補正前25,482,000円

令和5年議案第63号

令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,619千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,881,420千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金		千円 6,139,029	千円 9,240	千円 6,148,269
	1 県 交 付 金	6,139,029	9,240	6,148,269
7 繰 越 金			73,379	73,379
	1 繰 越 金		73,379	73,379
歳 入 合 計		8,798,801	82,619	8,881,420

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 85	千円 73,379	千円 73,464
	1 基金積立金	85	73,379	73,464
8 総務費			9,240	9,240
	1 総務管理費		9,240	9,240
歳 出 合 計		8,798,801	82,619	8,881,420

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 県 支 出 金	千円 6,139,029	千円 9,240	千円 6,148,269
7 繰 越 金		73,379	73,379
歳 入 合 計	8,798,801	82,619	8,881,420

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 基 金 積 立 金	千円 85	千円 73,379	千円 73,464
8 総 務 費		9,240	9,240
歳 出 合 計	8,798,801	82,619	8,881,420

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 73,379
9,240			
9,240			73,379

2 歳 入

3 款 県支出金

7 款 繰越金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
3	県支出金	6,139,029	9,240	6,148,269
	1 県交付金	6,139,029	9,240	6,148,269
	1 保険給付費等交付金	6,139,029	9,240	6,148,269
7	繰越金		73,379	73,379
	1 繰越金		73,379	73,379
	1 その他繰越金		73,379	73,379
	計	8,798,801	82,619	8,881,420

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	9,240	特別交付金
1 その他繰越金	73,379	その他繰越金

3 歳 出

4 款 基金積立金
1 項 基金積立金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 基金積立金	85	73,379	73,464				73,379	24積立金	73,379
計	85	73,379	73,464				73,379		

8 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 一般管理費		9,240	9,240	9,240				12委託料	9,240
計		9,240	9,240	9,240					

4-1-1 基金積立金 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[保険給付事業] ・国民健康保険事業基金管理事業 24 積立金 江南市国民健康保険事業基金積立 金	73,379

8-1-1 一般管理費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[国民健康保険システム改修事業] ・国民健康保険システム改修事業（賦課） 12 委託料 システム改修委託料	9,240
	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 県 9,240千円 特別交付金 目的 国民健康保険制度改正への対応 内容 産前産後4か月間の被保険者均等割額等減額措置に伴うシステム改修

令和5年議案第64号

令和5年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313,963千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,797,673千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 支 払 基 金 交 付 金		千円 2,206,265	千円 5,522	千円 2,211,787
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,206,265	5,522	2,211,787
7 繰 越 金		1	308,441	308,442
	1 繰 越 金	1	308,441	308,442
歳 入 合 計		8,483,710	313,963	8,797,673

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 基金積立金		千円 628	千円 125,465	千円 126,093
	1 基金積立金	628	125,465	126,093
6 諸 支 出 金		1,500	188,498	189,998
	1 償還金及び還付加算金	1,500	188,498	189,998
歳 出 合 計		8,483,710	313,963	8,797,673

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 支 払 基 金 交 付 金	千円 2,206,265	千円 5,522	千円 2,211,787
7 繰 越 金	1	308,441	308,442
歳 入 合 計	8,483,710	313,963	8,797,673

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 基 金 積 立 金	千円 628	千円 125,465	千円 126,093
6 諸 支 出 金	1,500	188,498	189,998
歳 出 合 計	8,483,710	313,963	8,797,673

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 125,465
			188,498
			313,963

2 歳 入

3 款 支払基金交付金

7 款 繰越金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
3	支払基金交付金	2,206,265	5,522	2,211,787
	1 支払基金交付金	2,206,265	5,522	2,211,787
	1 介護給付費交付金	2,130,773	5,522	2,136,295
7	繰越金	1	308,441	308,442
	1 繰越金	1	308,441	308,442
	1 繰越金	1	308,441	308,442
	計	8,483,710	313,963	8,797,673

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
2 過年度分	5,522	過年度分介護給付費交付金	
1 前年度繰越金	308,441	前年度繰越金	

3 歳 出

3款 基金積立金
1項 基金積立金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 基金積立金	628	125,465	126,093				125,465	24積立金	125,465
計	628	125,465	126,093				125,465		

6款 諸支出金
1項 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 償還金及び還付加算金	1,500	188,498	189,998				188,498	22償還金、 利子及び 割引料	188,498
計	1,500	188,498	189,998				188,498		

3-1-1 基金積立金 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[介護保険財務事務事業] ・介護保険事業基金積立事業 24 積立金 江南市介護保険事業基金積立金	125,465		

6-1-1 償還金及び還付加算金 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[介護保険財務事務事業] ・介護給付費等返納事業 22 償還金、利子及び割引料 介護給付費国庫負担金返納金 介護給付費県費負担金返納金 包括の支援事業・任意事業費国庫 補助金返納金 包括の支援事業・任意事業費県費 補助金返納金 災害臨時特例国庫補助金返納金	188,498 104,995 81,359 1,411 706 27	令和4年度分	

令和5年議案第65号

令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年議案第66号

令和4年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年議案第67号

令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出
決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年議案第68号

令和4年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年議案第69号

令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年議案第70号

令和4年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、令和4年度江南市水道事業会計決算に伴う利益を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議会の議決を求め、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、令和4年度江南市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年議案第71号

令和4年度江南市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和4年度江南市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年報告第7号

令和5年度江南市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年専決第3号

令和5年度江南市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度江南市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36,349千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,789,030千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月4日専決

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 2,132,607	千円 36,349	千円 2,168,956
	1 基金繰入金	2,132,607	36,349	2,168,956
歳入合計		31,752,681	36,349	31,789,030

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,118,518	千円 36,349	千円 3,154,867
	2 徴税費	554,902	36,349	591,251
歳出合計		31,752,681	36,349	31,789,030

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
19 繰入金	千円 2,132,607	千円 36,349	千円 2,168,956
歳入合計	31,752,681	36,349	31,789,030

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 3,118,518	千円 36,349	千円 3,154,867
歳出合計	31,752,681	36,349	31,789,030

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 36,349
			36,349

2 歳 入

19 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
19	繰入金	2,132,607	36,349	2,168,956
	1 基金繰入金	2,132,607	36,349	2,168,956
	1 基金繰入金	2,132,607	36,349	2,168,956
	計	31,752,681	36,349	31,789,030

3 歳 出

2 款 総務費 2 項 徴税费

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 収納費	299,988	36,349	336,337				36,349	22償還金、 利子及び 割引料	36,349
計	554,902	36,349	591,251				36,349		

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 基金 繰入金		36,349	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金

2-2-2 収納費 [単位：千円]

説明		金額	備考
事業			
[還付・充当事業] ・過誤納金還付・充当事業 22 償還金、利子及び割引料 市税過誤納還付金等及び還付加算 金		36,349	市税過誤納還付金等 法人市民税 補正後196,284千円－補正前159,935千円

令和5年報告第8号

令和4年度江南市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、
別紙のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較							
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			一般財源			
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源						
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2	1	布袋駅東複合 公共施設整備 管理支援事業	令和	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			2	3,740,000	0	0	0	3,740,000	3,740,000	0	0	0	3,740,000	0	0	0	0	0	0
			3	3,630,000	0	0	0	3,630,000	3,630,000	0	0	0	3,630,000	0	0	0	0	0	0
			4	4,840,000	0	0	0	4,840,000	4,840,000	0	0	0	4,840,000	0	0	0	0	0	0
			計	12,210,000	0	0	0	12,210,000	12,210,000	0	0	0	12,210,000	0	0	0	0	0	0

令和5年報告第9号

令和4年度江南市水道事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市水道事業会計継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較						
				年割額	左の財源内訳			支払義務発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳					
					企業債	国・県支出金	損益勘定留保資金		水道事業収 益	企業債	国・県支出金		損益勘定留保資金	水道事業収 益	企業債	国・県支出金	損益勘定留保資金	水道事業収 益
		基幹管路更新工事事業	令和3	294,974,000	150,000,000	62,500,000	82,474,000	0	270,062,000	150,000,000	62,500,000	57,562,000	0	24,912,000	0	0	24,912,000	0
		1建設改良費	4	218,616,000	150,000,000	66,250,000	2,366,000	0	204,676,000	99,000,000	43,632,000	62,044,000	0	13,940,000	51,000,000	22,618,000	△ 59,678,000	0
		計		513,590,000	300,000,000	128,750,000	84,840,000	0	474,738,000	249,000,000	106,132,000	119,606,000	0	38,852,000	51,000,000	22,618,000	△ 34,766,000	0

令和5年報告第10号

令和4年度江南市下水道事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市下水道事業会計継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳					
					企業債	国・県 支出金	他会計 補助金		下水道事業 収 益	企業債	国・県 支出金		他会計 補助金	下水道事業 収 益	企業債	国・県 支出金	他会計 補助金	下水道事業 収 益
1	下水道事業費用	1 営業費用	令和3	8,404,000	0	0	0	8,404,000	8,404,000	0	0	0	8,404,000	0	0	0	0	0
			4	638,000	0	0	0	638,000	638,000	0	0	0	638,000	0	0	0	0	0
			計	9,042,000	0	0	0	9,042,000	9,042,000	0	0	0	9,042,000	0	0	0	0	0

令和5年報告第11号

令和4年度江南市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市土地開発公社事業報告書

1. 事業の概況

公有地売却事業

公有地売却事業の契約実績は、次のとおりでありました。

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

事業名	契 約 高		備 考
	面積 (㎡)	金額 (円)	
新学校給食センター建設事業 用地 (小枳)	9,648.00	351,482,916	市
計	9,648.00	351,482,916	

2. 庶務に関する事項

(1) 理事会の開催

議案番号	件 名	開催及び提出年月日	議 決 年 月 日
令和4年議案第3号	令和3年度事業報告の認定	令和4年 5月19日	令和4年 5月19日
令和4年議案第4号	令和3年度決算の認定		
令和4年議案第5号	公有用地の目的用途の変更	令和4年 6月28日	令和4年 6月28日
令和4年議案第6号	令和4年度事業計画	令和4年 9月27日	令和4年 9月27日
令和4年議案第7号	令和4年度補正予算(第1号)		
令和4年議案第8号	令和4年度資金計画の変更		
令和5年議案第1号	令和5年度予算	令和5年 3月23日	令和5年 3月23日
令和5年議案第2号	令和5年度資金計画		

(2) 監査の実施

開 催 日	内 容	備 考
令和4年 4月21日	令和3年度決算監査	

令和4年度江南市土地開発

令和4年度江南市土地開発

(1) 収益的收入及び支出

収入

区 分	予 算	
	当初予算額	補正予算額
第1款 事業収益	131,000	351,483,000
第1項 附帯等事業収益	131,000	0
第2項 公有地取得事業収益	0	351,483,000
第2款 事業外収益	21,000	0
第1項 受取利息	1,000	0
第2項 有価証券利息	20,000	0
計	152,000	351,483,000

支出

区 分	予 算		
	当初予算額	補正予算額	流用増減額
第1款 販売費及び一般管理費	105,000	0	0
第1項 販売費及び一般管理費	105,000	0	0
第2款 事業原価	0	351,483,000	0
第1項 公有地取得事業原価	0	351,483,000	0
計	105,000	351,483,000	0

(2) 資本的收入及び支出

収入

区 分	予 算		
	当初予算額	補正予算額	小 計
第1款 資本的收入	0	0	0
計	0	0	0

支出

区 分	予 算			
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計
第1款 資本的支出	0	351,483,000	0	351,483,000
第1項 借入金償還金	0	351,483,000	0	351,483,000
計	0	351,483,000	0	351,483,000

※ 資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額 351,482,916円は、当年度分損益

公社決算書

公社決算報告書

(単位：円)

額	収入済額	予算額に比べ 収入済額の増減	備考
合計			
351,614,000	351,698,818	84,818	
131,000	215,902	84,902	
351,483,000	351,482,916	△ 84	
21,000	20,595	△ 405	
1,000	95	△ 905	
20,000	20,500	500	
351,635,000	351,719,413	84,413	

(単位：円)

額	支出済額	執行残額	備考
合計			
105,000	82,400	22,600	
105,000	82,400	22,600	
351,483,000	351,482,916	84	
351,483,000	351,482,916	84	
351,588,000	351,565,316	22,684	

(単位：円)

額		収入済額	予算額に比べ 収入済額の増減	備考
繰越額に係る財源充当額	合計			
0	0	0	0	
0	0	0	0	

(単位：円)

額		支出済額	翌年度 繰越額	不用額	備考
繰越額	合計				
0	351,483,000	351,482,916	0	84	
0	351,483,000	351,482,916	0	84	
0	351,483,000	351,482,916	0	84	

勘定留保資金351,482,916円で補填した。

令和4年度江南市土地開発公社損益計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

		(単位：円)
1. 事業収益		
(1) 附帯等事業収益	215,902	
(2) 公有地取得事業収益	<u>351,482,916</u>	351,698,818
2. 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	<u>351,482,916</u>	<u>351,482,916</u>
(事業総利益)		215,902
3. 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費	<u>82,400</u>	<u>82,400</u>
(事業利益)		133,502
4. 事業外収益		
(1) 受取利息	95	
(2) 有価証券利息	<u>20,500</u>	<u>20,595</u>
当期純利益		<u><u>154,097</u></u>

令和4年度江南市土地開発公社貸借対照表
(令和5年3月31日)

		(単位：円)
(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	1,096,082	
(2) 公有用地	375,391,172	
(3) 代替地	<u>85,985,182</u>	
流動資産合計		462,472,436
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	<u>10,000,000</u>	
固定資産合計		<u>10,000,000</u>
資産合計		<u><u>472,472,436</u></u>
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 短期借入金	<u>0</u>	
流動負債合計		0
2. 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>460,295,948</u>	
固定負債合計		<u>460,295,948</u>
負債合計		<u><u>460,295,948</u></u>
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	<u>10,000,000</u>	
資本金合計		10,000,000
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	2,022,391	
(2) 当期純利益	<u>154,097</u>	
準備金合計		<u>2,176,488</u>
資本合計		<u>12,176,488</u>
負債・資本合計		<u><u>472,472,436</u></u>

令和4年度江南市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

1. 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入	351,482,916
その他の事業収入	215,902
公有地取得事業支出	0
人件費支出	△ 11,400
小計	<u>351,687,418</u>
利息の受取額	95
有価証券利息の受取額	20,500
法人税等の支払額	△ 71,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>351,637,013</u>

2. 財務活動によるキャッシュ・フロー

借入れによる収入	0
借入金の返済による支出	△ 351,482,916
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 351,482,916</u>

3. 現金及び現金同等物増減額

154,097

4. 現金及び現金同等物期首残高

941,985

5. 現金及び現金同等物期末残高

1,096,082

令和4年度江南市土地開発公社財産目録

(令和5年3月31日)

(単位：円)

区 分		内 訳		金 額
		摘 要	金 額	
(資産の部) 流 動 資 産	現金及び預金	普 通 預 金 三 菱 U F J 銀 行	1,096,082	1,096,082
		公 有 用 地 (㎡)	8,944.20	461,376,354
	流 動 資 産 計			462,472,436
固 定 資 産	投 資 有 価 証 券	岡 山 県 平 成 2 8 年 度 第 2 回 公 募 公 債		10,000,000
	固 定 資 産 計			10,000,000
資 産 の 部 合 計				472,472,436
(負債の部) 流 動 負 債	短 期 借 入 金			
	流 動 負 債 計			
固 定 負 債	長 期 借 入 金	江 南 市 土 地 開 発 基 金	460,295,948	
	固 定 負 債 計			460,295,948
負 債 の 部 合 計				460,295,948
差 引 純 資 産				12,176,488

令和4年度江南市土地開発公社預金明細書

(令和5年3月31日)
(単位：円)

区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
普通預金	三菱UFJ銀行	1,096,082	1,096,082
合 計		1,096,082	1,096,082

令和4年度江南市土地開発公社有価証券明細書

(令和5年3月31日)
(単位：円)

区 分	内 訳		摘 要
	摘 要	金 額	
地 方 債	基本財産 岡山県平成28年度 第2回公募公債	10,000,000	
合 計		10,000,000	

令和4年度江南市土地開発公社資本金明細書

(令和5年3月31日)
(単位：円)

区 分	出 資 団 体 名	出 資 額	摘 要
基本財産	江南市	10,000,000	
合 計		10,000,000	

令和4年度江南市土地開発公社借入金明細書

(令和5年3月31日)
(単位：円)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高
江南市 土地開発基金	無利息	811,778,864	0	351,482,916	460,295,948
合 計		811,778,864	0	351,482,916	460,295,948

令和4年度江南市土地開発公社収益費用明細書

収 入

(単位：円)

款	項	目	節	収 入 済 額	備 考	
1. 事業収益				351,698,818		
	1. 附帯等事業収益			215,902		
		1. 保有土地貸貸等収益			215,902	
			1. 土地貸付収益		215,902	
	2. 公有地取得事業収益				351,482,916	
		1. 公有用地売却収益			351,482,916	
1. 公有用地売却収益				351,482,916		
2. 事業外収益				20,595		
	1. 受取利息			95		
		1. 受取利息			95	
			1. 受取利息		95	利息
	2. 有価証券利息				20,500	
		1. 有価証券利息			20,500	
1. 有価証券利息				20,500	岡山県平成28年度第2回公募公債	
合 計				351,719,413		

支 出

(単位：円)

款	項	目	節	支 出 済 額	備 考	
1. 販売費及び一般管理費				82,400		
	1. 販売費及び一般管理費			82,400		
		1. 経費			82,400	
			1. 報酬		11,400	監事報酬 5,700円×2回
			26. 公租公課		71,000	法人市民税均等割 50,000円 法人県民税均等割 21,000円
2. 事業原価				351,482,916		
	1. 公有地取得事業原価			351,482,916		
		1. 公有用地売却原価			351,482,916	
			1. 公有用地売却原価		351,482,916	
合 計				351,565,316		

令和4年度江南市土地開発公社資本的收入支出明細書

支 出

(単位：円)

款	項	目	節	支出済額	備考
1. 資本の支出				351,482,916	
	1. 借入金償還金			351,482,916	
		1. 償還金		351,482,916	
			1. 償還金	351,482,916	新学校給食センター建設事業(小机)
合 計				351,482,916	

令和4年度江南市土地開発公社公有用地造成原価計算書

	自 至	令和 令和	4年4月 5年3月	1日 31日
				(単位：円)
1. 直接費				
(1) 支払利息				0
計				0
<hr/>				
公有用地造成原価				0
前年度末未処分用地				726,874,088
公有用地売却原価				351,482,916
未処分用地				375,391,172

令和4年度江南市土地開発公社代替地造成原価計算書

	自 至	令和 令和	4年4月 5年3月	1日 31日
				(単位：円)
1. 直接費				
(1) 支払利息				0
計				0
<hr/>				
代替地造成原価				0
前年度末未処分用地				85,985,182
代替地売却原価				0
未処分用地				85,985,182

令和4年度 江南市土地開発公社公有用地明細表

事業名	取得年月日	取得時 m ² 単価	期首残高		当期	
			面積	価格	面積	用地・補償費
県道一宮舟津線用地	S54. 6. 11	9,200	2,121.00	65,757,759		
水と緑のふるさとづくり事業用地 (小杣、鹿子島)	H 3. 12. 16 ～	32,150	13,354.21	486,502,557		
新学校給食センター建設事業用地 (小杣)	H 3. 12. 16 ～	32,150	0.00	0	9,648.00	351,482,916
国営木曾三川公園「江南花卉園芸公園」 (江南緑地公園(木曾川左岸グランド))用地	H 3. 10. 28 ～	31,500	881.61	35,949,249		
江南駅前用地	S46. 1. 7 S58. 5. 28	55,412 251,740	351.78	130,707,751		
江南緑地公園(中般若)用地	H 9. 2. 28	10,000	702.00	7,956,772		
合計			17,410.60	726,874,088	9,648.00	351,482,916

令和4年度 江南市土地開発公社代替地明細表

事業名	取得年月日	取得時 m ² 単価	期首残高		当期	
			面積	価格	面積	用地・補償費
鉄道高架仮線用地及び代替地	S61. 12. 8	40,000	1,181.60	85,985,182		
合計			1,181.60	85,985,182		

総合計	期首残高		当期	
	面積	価格	面積	用地・補償費
	18,592.20	812,859,270	9,648.00	351,482,916

(参考) 土地開発基金

事業名
県道一宮舟津線用地
水と緑のふるさとづくり事業用地(小杣・鹿子島)
新学校給食センター建設事業用地(小杣)
国営木曾三川公園「江南花卉園芸公園」(江南緑地公園(木曾川左岸グランド))用地
江南駅前用地
江南緑地公園(中般若)用地
鉄道高架仮線用地及び代替地
合計

準備金(内部留保資金)

事業名
県道一宮舟津線用地
合計

令和5年3月31日現在 (単位：㎡・円)

増加高			当期減少高				当期残高	
諸経費	支払利息	計	面積	用地費	支払利息	計	面積	価格
							2,121.00	65,757,759
			9,648.00	351,482,916		351,482,916	3,706.21	135,019,641
		351,482,916	9,648.00	351,482,916		351,482,916	0.00	0
							881.61	35,949,249
							351.78	130,707,751
							702.00	7,956,772
		351,482,916	19,296.00	702,965,832		702,965,832	7,762.60	375,391,172

令和5年3月31日現在 (単位：㎡・円)

増加高			当期減少高				当期残高	
諸経費	支払利息	計	面積	用地費	支払利息	計	面積	価格
							1,181.60	85,985,182
							1,181.60	85,985,182

増加高			当期減少高				当期残高	
諸経費	支払利息	計	面積	用地費	支払利息	計	面積	価格
		351,482,916	19,296.00	702,965,832		702,965,832	8,944.20	461,376,354

令和5年3月31日現在 (単位：㎡・円)

期首残高		当期増加高		当期減少高		当期残高	
面積	価格	面積	価格	面積	価格	面積	価格
2,086.15	64,677,353					2,086.15	64,677,353
13,354.21	486,502,557			9,648.00	351,482,916	3,706.21	135,019,641
0.00	0	9,648.00	351,482,916	9,648.00	351,482,916	0.00	0
881.61	35,949,249					881.61	35,949,249
351.78	130,707,751					351.78	130,707,751
702.00	7,956,772					702.00	7,956,772
1,181.60	85,985,182					1,181.60	85,985,182
18,557.35	811,778,864	9,648.00	351,482,916	19,296.00	702,965,832	8,909.35	460,295,948

令和5年3月31日現在 (単位：㎡・円)

期首残高		当期増加高		当期減少高		当期残高	
面積	価格	面積	価格	面積	価格	面積	価格
34.85	1,080,406					34.85	1,080,406
34.85	1,080,406					34.85	1,080,406

令和5年4月20日

江南市土地開発公社

理事長 本多弘樹 様

江南市土地開発公社

監事

大柳

正

監事

金川

英樹

令和4年度江南市土地開発公社決算及び付属明細書について、監査した結果を次のとおり報告する。

1. 監査対象

令和4年度江南市土地開発公社決算

2. 監査実施日

令和5年4月20日

3. 監査のために提出された書類

事業報告書 決算報告書 損益計算書 貸借対照表 キャッシュ・フロー計算書
財産目録 預金明細書 有価証券明細書 資本金明細書 借入金明細書
収益費用明細書 公有用地造成原価計算書 代替地造成原価計算書
公有用地明細表 代替地明細表 総勘定元帳 予算差引簿 仕訳伝票
公有地台帳 旅行命令簿 残高明細書 借入金台帳

4. 令和4年度江南市土地開発公社決算について監査の結果、会計諸規定に準拠して作成されており、同年度の経営成績及び同年度末日における財政状況が適正に表示されていることを認める。

令和5年報告第12号

令和4年度江南市健全化判断比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市健全化判断比率報告書

(%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.50)	— (17.50)	3.1 (25.0)	— (350.0)

備考

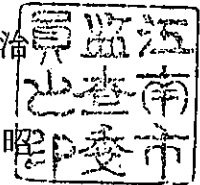
- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。
- 2 ()内は早期健全化基準を記載する。

5 江監第 25 号
令和 5 年 8 月 18 日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員 倉 知 義 治

江南市監査委員 尾 関



令和 4 年度江南市健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度江南市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和4年度 江南市健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和5年8月9日に実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.50 %
② 連結実質赤字比率	—	—	17.50 %
③ 実質公債費比率	3.1 %	3.2 %	25.0 %
④ 将来負担比率	—	—	350.0 %

備考 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じていない場合は、「—」を記載する。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和4年度は赤字となっていないので、良好と認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和4年度は赤字となっていないので、良好と認められる。

③ 実質公債費比率について

令和4年度は3.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており良好と認められる。

④ 将来負担比率について

令和4年度は算定されなかったもので、良好と認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

健全化判断比率の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0 \text{ 千円}}{19,881,579 \text{ 千円}}$$

〔－〕

※実質赤字比率がない場合は「－」で記載

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰延額)----- 0 + (0 + 0) = 0 千円

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 ----- 0 千円
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 ----- 0 千円
- ・事業繰延額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 ----- 0 千円

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (イ+ロ) - (ハ+ニ)}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0 \text{ 千円}}{19,881,579 \text{ 千円}}$$

〔－〕

※連結実質赤字比率がない場合は「－」で記載

(連結実質収支額 3,101,452 千円・・・連結実質赤字額なし)

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ----- 0 千円
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額----- 0 千円
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 --- 1,577,488 千円
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額----- 1,523,964 千円

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} = \frac{637,254 \text{ 千円}}{18,029,926 \text{ 千円}}$$

3.1 (%) の3カ年平均

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外への特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

【参考】

(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(3年計)	
2.99122 (%)	2.94286 (%)	3.53442 (%)	9.46851 (%)	→ <u>3.1 (%)</u> (3.15617%)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} = \frac{0 \text{ 千円}}{18,029,926 \text{ 千円}}$$

〔－〕-10.6

※将来負担比率が算定されない場合は「－」で記載

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容 35,113,841 千円・・・(イ～チまで加算したもの)

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ----- 25,589,163 千円
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)----- 123,330 千円
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ----- 5,520,119 千円
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 ----- 2,393 千円
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する退職手当支給額)のうち、一般会計等の負担見込額----- 3,803,947 千円
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ----- 74,889 千円
- ト 連結実質赤字額 ----- 0 千円
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ----- 0 千円

○将来負担額から控除されるもの 37,036,371 千円・・・(リ～ルまで加算したもの)

- リ 地方債の償還額等に充当することができる地方自治法第241条の基金----- 8,387,816 千円
- ヌ 特定財源見込額 ----- 5,121,930 千円
- うち都市計画税 ----- 5,029,850 千円
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ----- 23,526,625 千円

令和5年報告第13号

令和4年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書

(%)

資金不足比率	備 考
— (20.0)	

備考

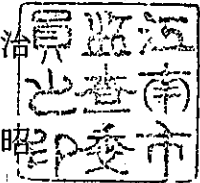
- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 ()内は経営健全化基準を記載する。

5 江監第 26 号
令和 5 年 8 月 18 日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員 倉 知 義 治

江南市監査委員 尾 関



令和 4 年度江南市水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度江南市水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和4年度 江南市水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和5年8月9日に実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。

(2) 個別意見

令和4年度は資金不足となっていないので、良好と認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

水道事業会計資金不足比率の概要について

〔 - 〕	→	0千円
資金不足比率＝	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	$\frac{0 \text{千円}}{1,226,424 \text{千円}}$

※ 資金不足比率がない場合は「 - 」を記載する

(趣旨) 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

○資金の不足額（法適用企業）＝（イ）－（ロ）＋（ハ）－（ニ）
 ＝ △1,431,904千円

（剰余金 1,431,904千円・・・資金の不足額なし）

イ	流動負債の額	451,519千円
ロ	控除企業債等	102,176千円
ハ	建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高	
	0千円
ニ	流動資産の額	1,781,247千円

○事業の規模（法適用企業）＝（ホ）－（ヘ）
 ＝ 1,226,424千円

ホ	営業収益の額	1,228,804千円
ヘ	受託工事収益の額	2,380千円

令和5年報告第14号

令和4年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年8月31日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書

(%)

資金不足比率	備 考
— (20.0)	

備考

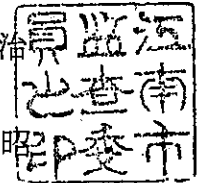
- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 ()内は経営健全化基準を記載する。

5 江監第 27 号
令和 5 年 8 月 18 日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員 倉 知 義 治

江南市監査委員 尾 関 昭



令和 4 年度江南市下水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度江南市下水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和4年度 江南市下水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和5年8月9日に実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。

(2) 個別意見

令和4年度は資金不足となっていないので、良好と認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

下水道事業会計資金不足比率の概要について

〔 - 〕	資金不足比率 =	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	→	0千円
			→	327,092千円

※ 資金不足比率がない場合は「 - 」を記載する

(趣旨) 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

○資金の不足額（法適用企業） = (イ) - (ロ) + (ハ) - (ニ)

= △92,060円

(剰余金 92,060千円…資金の不足額なし)

イ	流動負債の額	999,958千円
ロ	控除企業債等	681,122千円
ハ	建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高	
	0千円
ニ	流動資産の額	410,896千円

○事業の規模（法適用企業） = (ホ) - (ヘ)

= 327,092千円

ホ	営業収益の額	327,092千円
ヘ	受託工事収益の額	0千円